

栄町埴生郡衙跡確認調査報告書 II

昭和 62 年 3 月

財団法人 千葉県文化財センター

栄町埴生郡衙跡確認調査報告書II

昭和62年3月

財団法人 千葉県文化財センター

序 文

印旛郡栄町は、竜角寺古墳群をはじめ竜角寺跡など数多くの遺跡が所在し、古墳時代にはこの地は地方豪族の拠点の一つであったと思われます。

こうした古墳群の中に、千葉県教育委員会では県立房総風土記の丘を建設し、古墳群の保護と県内出土の考古資料を展示し、また、県内の建造物についても敷地内に移築して保護しております。

さて、昭和60・61年度と2か年にわたりて学術調査を実施した大畠I遺跡は、古代下総国埴生郡衙跡と推定される遺跡として、注目されております。

県内には、こうした地方官衙と推定される遺跡が発掘調査され、中でも下総国相馬郡衙と関係深い我孫子市日秀西遺跡は、昭和53年度の調査で、規格性のある掘立柱建物跡が検出され、その重要性から現在、県立湖北高等学校の敷地内に現状保存しております。

千葉県教育委員会では、この大畠I遺跡（埴生郡衙跡）の性格をは握するため、2か年にわたり国庫補助を得て、学術調査を実施してきました。

その結果、昨年同様、官衙遺構の一部と考えられる掘立柱建物跡群の存在をは握することができ、概ね埴生郡衙跡の位置、範囲についての資料を得ることが出来ました。

このたび、調査成果をとりまとめ、調査報告書として刊行する運びとなりました。この報告書が、学術的資料としてはもとより、文化財保護・活用の為に多くの方々に利用されることを期待しております。

終りに、調査に当たって多大な御協力をいただいた栄町教育委員会、伊藤義一栄町文化財審議会委員長、土地所有者をはじめ地元の方々、発掘調査を担当された千葉県文化財センター職員及び調査補助員の方々の御苦労に対し、心から謝意を表します。

昭和62年3月31日

千葉県教育庁文化課長

竹内一雄

例　　言

- 1 本書は、千葉県印旛郡栄町竜角寺字台内83番地他の埴生郡衙跡推定地の確認調査報告書である。
- 2 本事業は、千葉県教育委員会が国庫補助金を得て、調査を財団法人千葉県文化財センターへ委託して実施したものである。
- 3 調査は、昭和61年10月1日から同年11月10日まで行った。
- 4 調査及び整理作業・報告書作成作業に当たっては、研究部長 鈴木道之助、部長補佐 渡辺智信、古内茂のもとに調査研究員 大野康男が担当した。
- 5 本書の原稿執筆は大野康男が行った。
- 6 調査の実施に当たっては、下記の組織から多くのご協力を得た。

栄町教育委員会 県立房総風土記の丘

- 7 調査の実施に当たっては、下記の方々からのご協力、ご教示を賜った。
栄町文化財審議委員長 伊藤義一氏 土地所有者 大野てる氏、大見川利治氏、後藤時夫氏、後藤 肇氏
西山太郎氏 石田広美氏
- 8 本書に使用した方位は座標北である。
- 9 本書に使用した地形図は、国土地理院発行の1/25,000、成田・下総滑川である。
- 10 図版11-11は杉原豊氏の撮影による。
- 11 遺物について実測を含め調査研究員永沼律朗、田形孝一の協力、助言を得た。
- 12 本書で使用した時期区分は「主要地方道成田安食線道路改良工事（住宅宅地関連事業）地内埋蔵文化財調査報告」1985財千葉県文化財センターでの時期区分を踏襲した。下記のとおりである。

I期—7世紀第4四半世紀

II期—8世紀第1四半世紀

III期—8世紀第2四半世紀

IV期—8世紀第3四半世紀

V期—8世紀第4四半世紀

目 次

序文

例言

I	はじめに	1
1	遺跡の位置と環境	1
2	周辺の遺跡	1
II	調査の概要	5
1	調査の経過と方法	5
2	各地点の状況	7
III	検出遺構	18
1	掘立柱建物跡	18
IV	出土遺物	24
1	奈良・平安時代の土器	24
2	瓦	28
3	古墳時代の土器	28
4	埴輪	31
5	その他の土器	31
6	その他の遺物	33
V	まとめ	38

挿図目次

第1図	遺跡の位置	2
第2図	墓域・居住域の変遷	3
第3図	古代の交通路	4
第4図	遺跡周辺の地形と発掘調査地点	6
第5図	7地点発掘区設定図	8
第6図	7地点全体図	8
第7図	8地点発掘区設定図	9
第8図	8地点全体図	10
第9図	9地点発掘区設定図	11
第10図	9地点全体図	12
第11図	10地点全体図	13
第12図	11地点発掘区設定図	15
第13図	11地点全体図	16
第14図	12地点全体図	17

第15図	奈良・平安時代の土器	25
第16図	瓦拓影図	27
第17図	古墳時代の土器	29
第18図	埴輪拓影図	32
第19図	その他の土器	33
第20図	その他の遺物	34
第21図	時期別建物配置図	39
第22図	平城京左京八条三坊の建物	40
第23図	御子ヶ谷遺跡II-b期の建物	41
第24図	建物規模の比較	42
第25図	建物規模の比較	43
第26図	建物の平面形態の比較	44
PLAN1	III期主要地区の建物	
付図	大畠I遺跡地形図	

表 目 次

表1	方眼座標一覧	5	表3	土器觀察表	36
表2	掘立柱建物跡一覧	23	表4	土玉計測表	37

図版目次

図版 1	航空写真	
図版 2	遺跡全景	
図版 3	1. 7地点全景	2. 龍角寺112号墳周溝
図版 4	1. 8地点全景	2. 8地点グリッド1
図版 5	1. 8地点グリッド2	2. 8地点グリッド4
図版 6	1. 8地点グリッド7	2. 8地点グリッド8
図版 7	1. 9地点全景	2. SB-12
図版 8	1. 10地点全景	2. 10地点グリッド2
図版 9	1. 10地点グリッド4	2. 10地点グリッド6
図版 10	1. 11地点全景	2. 12地点全景
図版 11	出土遺物	
図版 12	出土遺物	
図版 13	出土遺物	
図版 14	出土遺物	

I はじめに

1 遺跡の位置と環境

埴生郡衙跡推定地は、国鉄成田線安食駅で下車して県道成田安食線を東に30分ほど歩いた、印旛郡栄町竜角寺大畠・台内一帯に所在している。付近には県立房総風土記の丘をはじめ、昭和61年には県立房総のむらが開村して盛況である。

本遺跡は既に論じられているように、昭和55年から58年にわたる県道成田安食線建設に先立つ埋蔵文化財調査の結果から、古代令制下における地方官衙の可能性が指摘され、下総国埴生郡衙跡が有力視されている。そのため千葉県教育委員会では、遺跡の将来的な保護・活用のため、国庫補助金を得て昭和60年度から官衙としての規模・構造等を解明するための確認調査を行ってきた。昭和60年の調査については既に報告書も刊行されており、併せて参照していただきたい。

さて、この龍角寺地域は利根川と印旛沼に挟まれた北総台地の一角にあたり、台地の標高は30m前後の低なものである。印旛沼側の沖積層面との比高は15~20mを測り、台地縁辺は比較的直線的な急崖を形成している。沖積地は現在干拓が進み、広大な水田が広がっているが、本来は台地眼下まで印旛沼の湖水が浸入していたようで、付近には麻賀多・船方・台方等旧地形を想起させる地名が残っている。また、利根川水系の支谷は樹枝状に台地を開析し、本遺跡から龍角寺古墳群にかけて分水嶺となっている。

所在地

県道成田安食線

龍角寺地域

2 周辺の遺跡

印旛沼東岸地域は、県内においても貴重な文化財が数多く見られ、特に本遺跡周辺には白鳳様式の薬師如来坐像が現存する龍角寺、現在112基の古墳が確認されている龍角寺古墳群が位置している。龍角寺古墳群は5世紀後半から7世紀後半にかけて築造されたもので、その中で一辺80mを越す岩屋古墳はあるにも有名である。^{甘柏健氏}

印旛沼東岸地域

龍角寺古墳群

* 本遺跡は埴生郡衙跡推定地であるが、本文中で遺跡の名称を指す場合は從来どおり大畠I遺跡とした。

** 石田広美 「主要地方道成田安食線道路改良工事（住宅地開発事業）地内埋蔵文化財調査報告書」 1985 諸千葉県文化財センター

小林清隆 「栄町大畠I-2遺跡」 1985 諸千葉県文化財センター

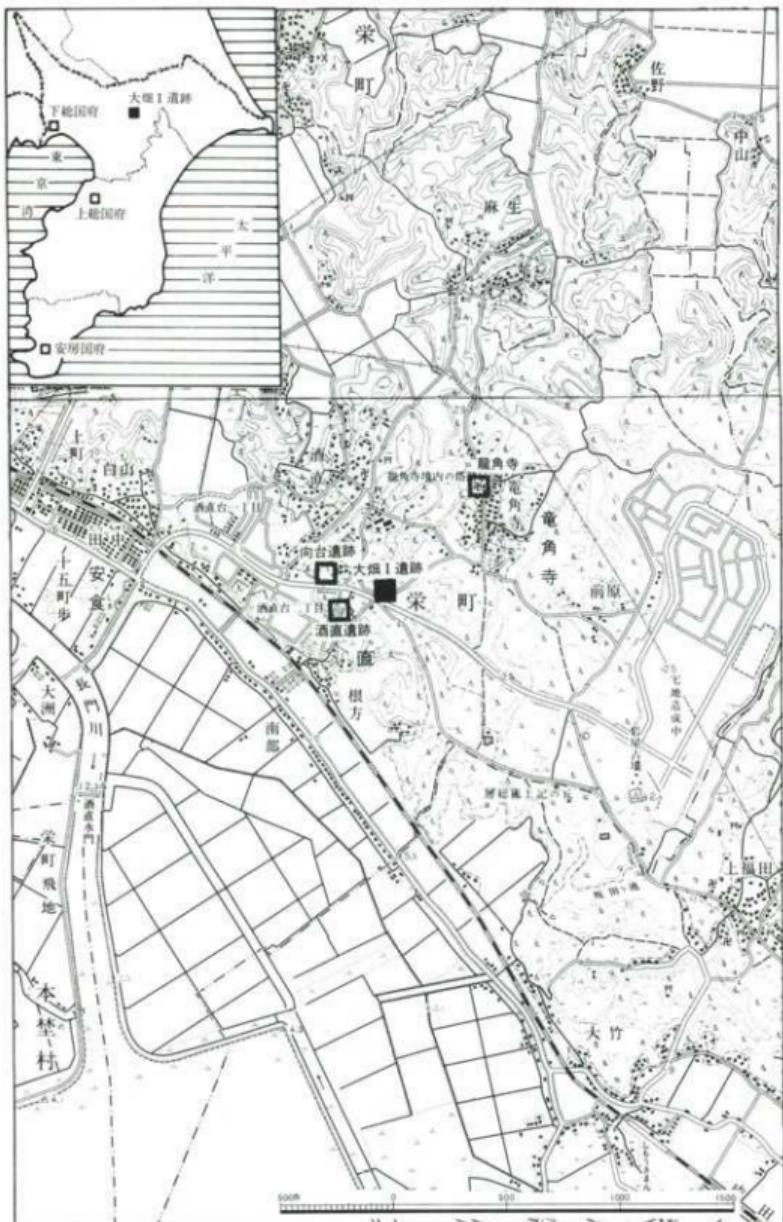
*** 大野康男 「栄町埴生郡衙跡確認調査報告書」 1986 千葉県教育委員会

**** 梅田義彦 「式内社調査報告 11」 1976 皇學館大学出版部

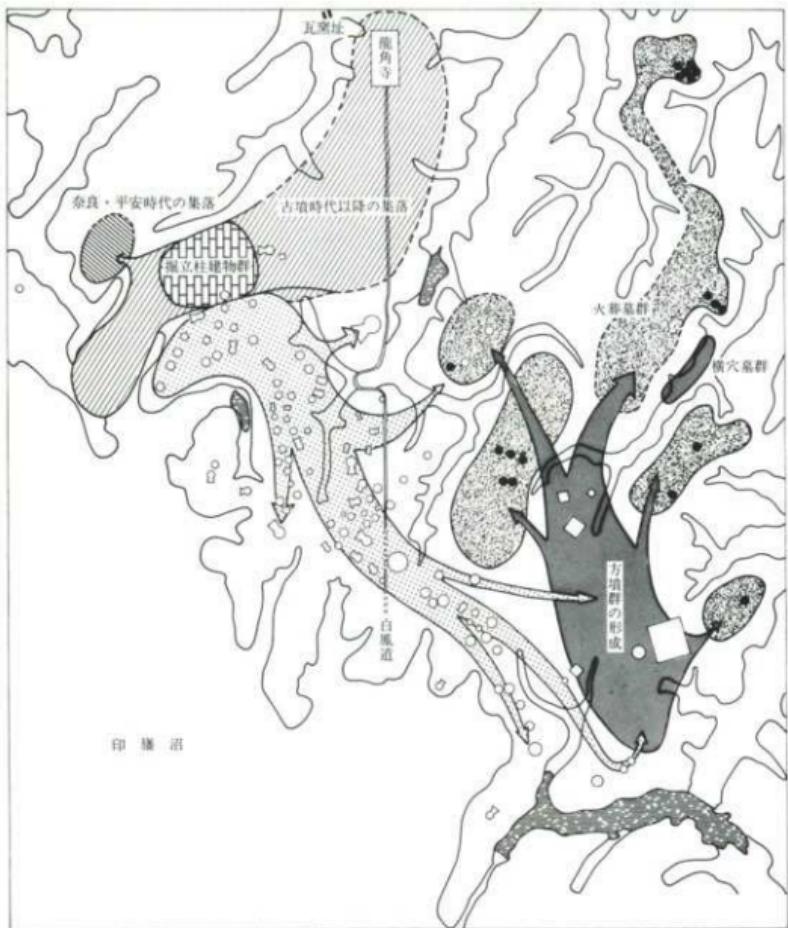
印旛郡内に鎮座する式内社麻賀多神社の項で以下の解説がある。

麻賀多→真潟、船方→船潟、台方→台潟であり、いずれも入江や台地下の潟を意味するという。

***** 甘柏 健 「前方後円墳の性格に関する一考察」 「日本考古学の諸問題」 1964



第1図 道路の位置 (1:25,000)



第2図 墓域・居住域の変遷

第2図は「県立房總風土記の丘年報7」所収の「千葉県立房總風土記の丘周辺の歴史的環境とその変貌」の図に加筆したものである。この図は各古墳の具体的な変遷を示したものではないが、龍角寺古墳群が方墳群・火葬墓群へと徐々に墓域を移していくことが理解できる。さらに本文中で述べたとおり、墓域・居住域・掘立柱建物群・龍角寺の造営地の選定も併せて窺うことができる。

前方後円墳

は台地とそこに存在する前方後円墳の主軸方向をもとにして支群を設定し、各支群の構成から首長墓の変遷、しいては古墳群の盛衰を論じられている。各支群の中心となる古墳は、浅間山古墳を筆頭に40~50mクラスの前方後円墳が存在し、それ以下の小規模な前方後円墳と円墳から各支群が構成されている。

しかし、第2図の模式図に示したように、7世紀に入って前方後円墳はしだい

酒直遺跡

に築造されなくなり、龍角寺古墳群の中でも比較的東端に多くの方墳が築造されるようになる。また、近年報告書が刊行された酒直遺跡においても、方墳ないし所謂方形周溝状遺構が検出されており、異集団の存在が墓域の選定に現れている。なお、先の前方後円墳については、甘粕氏が設定した支群ごとに主軸方向を概ね揃えているが、ここでの前方部の方向は居住城から墓域に至る墓道の方向を指すと考えられ。居住城から墓域への幹線となる墓道が存在したことが予想される。現在確認されている該期の集落は、酒直・大畑から龍角寺にわたる一帯に広がり、墓域西側に位置する前方後円墳の前方部もこの方向を指している。さて、岩屋古墳・みそ岩屋古墳等の方墳群の具体的築造年代については多々論はあるが、少なくとも8世紀に入る頃には、これらの方墳も築かれなくなり古墳群北方へ火葬墓群として展開する。この間の状況については再考の余地もあるが、前述したように墓域としての認識は古墳時代から平安時代まで引き継がれている。このことは、単に墓域の選定のみならず、居住城・掘立柱建物群の造営地の選定、しいては龍角寺造営地の選定にも関連していると想像できる。

方墳

火葬墓

龍角寺

龍角寺は敢て触れるまでもなく、法起寺式の伽藍配置をとり、山田寺系の単弁八葉蓮華文の鎧瓦を採用している。瓦については寺域の北西斜面に瓦窓跡が発見されているが、多字邦雄氏によれば瓦の特徴から最低2箇所の窓の存在が確認できるという。



第3図 古代の交通路

* 原田昌幸 「千葉県立房総風土記の丘周辺の歴史的環境とその変貌」 「房総風土記の丘年報7」 1984

** 岩屋古墳の規模を考えた場合、それまでの龍角寺古墳群の被葬者集団の中から岩屋古墳が出現したとは考えられない側面を持っている。

*** 福岡 元 「酒直遺跡発掘調査報告書」 1986 酒直遺跡発掘調査会

**** 多字邦雄 「下総龍角寺文字瓦考」 「古代探叢II」 1985 早稲田大学出版部

また同時に指摘されているとおり、7世紀後半の在地豪族層の龍角寺造営に対する協力関係を考えるととき、この地の在地勢力が中央の仏教文化をいち早く吸収した姿を龍角寺造営にみることができる。この勢力は埴生郡、特に郡領クラスの性格を考える上では欠かせない存在であることは言うまでもない。

埴生郡は史料的にも記載が少なく、在地の勢力についても全容を把握しきれていない。また「日本後紀」延暦24年10月25日条にあるように、郡内に山方駅が存在し、それまで上総から常陸へ向かう官道が通過していたことが知られる。

一方、安藤鴻基氏は蘇我氏の東国経営の拠点と考えておられ、下総国内にはその足跡を多く見ることができる。遡って考えると、埴生郡の地は旧来印波国造の支配下にあったが、遅くとも天武朝には印波国造をしのぐ勢力を備えていたと考えられる。

埴生郡
山方駅

蘇我氏
印波国造

II 調査の概要

1 調査の経過と方法

本遺跡は酒直・向台両遺跡から龍角寺へ至る広大な遺跡(群)の一角に位置しており、前述したように県道成田安食線建設に先立って調査が行われている。また、近隣地域についても酒直遺跡・龍角寺ドライブイン予定地の調査も行われ、その状況も徐々に明らかにされている。昨年度の報文でも述べたところではあるが、大畑I遺跡周辺では古墳時代からの集落が連続と営まれており、各々の遺跡において掘立柱建物群は存在するが、規模・棟数において大畑I遺跡には及ばないものである。また、これらの遺跡では竪穴住居跡と掘立柱建物群が併存するという状況を呈しており、この点も大畑I遺跡と異なる点である。

表 I 方眼杭座標一覧

No	X 座 標	Y 座 標
1	-19020.000	39460.000
2	-19020.000	39480.000
3	-19200.000	39365.000
4	-19200.000	39380.000
5	-19170.000	39180.000
6	-19170.000	39190.000
7	-19100.000	39150.000
8	-19120.000	39150.000
9	-19254.394	39293.273
10	-19276.515	39304.863
11	-19324.383	39340.143
12	-19342.696	39323.068

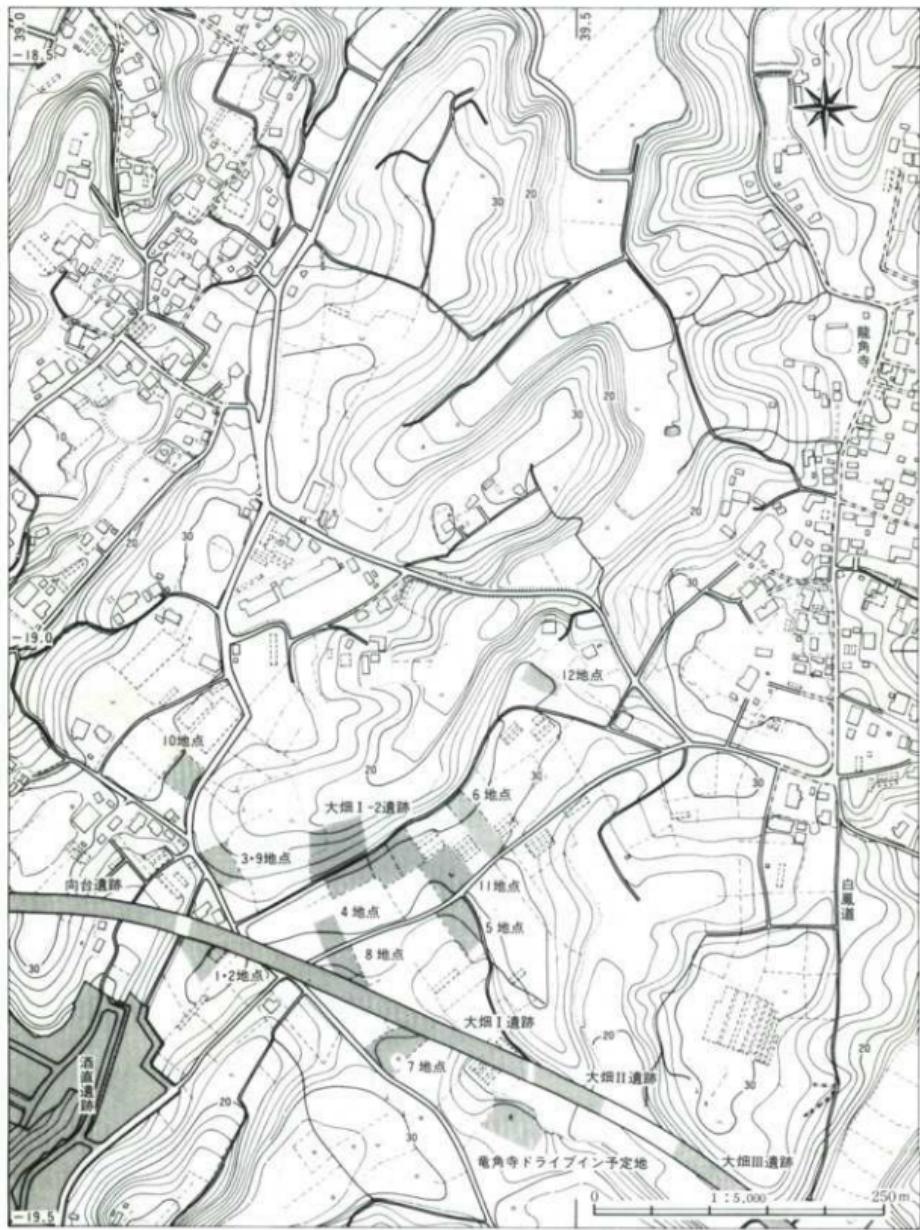
堀立柱建物跡

千葉県教育委員会では、大畑I遺跡の官衙としての規模・構造等を明らかにし、遺跡の将来的な保護・活用の資料を得るために、調査を財団法人千葉県文化財センターへ委託して実施し、本年度はその確認調査の2年目に当たる。昨年度は150,000m²に及ぶ範囲の地形測量と450m²の調査を行い、今年度は800m²の調査を予定した。具体的には堀立柱建物群の範囲・主要建物の配置、周辺地域の状況等課題はかなり多く上げられるが、実際調査用地の確保等にも困難な面があり、当初の課題を充分に消化することはできなかった。なお、発掘区は6地点に設定し、昨年度調査地点との混同を避ける

確認調査

* 安藤鴻基 「房總七世紀史の一姿相」 「古代探査」 1983 早稲田大学出版部

** 加藤謙吉 「蘇我氏と大和王權」 1983 吉川弘文館



第4図 道路周辺の地形と発掘調査地点

ため、地点名は7地点～12地点として調査を行った。また、昨年度は3m幅のトレンドを基本としたが、掘立柱建物のより具体的な配置を考える上で、今年度は5mメッシュのグリッド設定によって調査を行った。グリッドの設定については、公共座標に沿うことを基本としたが、7・8地点についてはその限りでない。基準杭の座標については表1に示したとおりである。

現地での調査は、10月1日から11月10日にわたり、発掘区設定後速やかに表土除去を取り掛かった。表土層は8・9地点を除いて50cm以下と浅く、順調に押るかのように思えたが、8・9地点では予想を覆して1m近い表土層の堆積が見られた。表土除去後各地点とも遺構プランの確認、内容把握、掘立柱建物跡検出のための精査を行ったが、8地点ではトレンドチャーチの擾乱がハードローム層へ達し、掘立柱建物跡については検出に困難な部分があると予想できた。8地点は県道部分での状況から、当然多くの掘立柱建物跡の存在が確実であり、先行きの不安を感じずにはいられなかった。基本的に掘立柱建物跡については、具体的な規模を確認するために、掘方内の精査を行い柱痕の位置を明らかにしたかった。しかし無残にも8地点において、柱痕が存在したと考えられる部分にトレンドチャーチがかかるものも多い。8地点を除くと、あまり大きな擾乱を受けた地点はないが、10地点では削平により8地点以上のダメージを受けている可能性がある。即ち、表土除去後に現れた層位はハードローム層上部であり、県道部分の向台遺跡とほぼ同様な状況を呈している。また、直ちにこの結果とは断言できないが、10地点で堅穴住居跡は1軒も検出できていない。その他の地点については耕作による擾乱は受けているものの、それほど著しいものではなく、11地点でも天地返しを行ったと聞いていたが、遺構確認面に達することはなかった。

グリッド

調査

8地点

10地点

11地点

2 各地点の状況

既に述べてきたように、本年度は800m²の確認調査を行っている。各地点は、昨年度調査区との混同を避けるため7～12地点とし、それぞれ5mメッシュのグリッドを設定した。

● 7地点(第5・6図、図版3)

本地点は県道部分(県道成田安食線建設に先立つ調査区を指す。以下県道部分と記す。)の調査区に接し、大畑891番地に位置する。調査面積は200m²であり、県道部分で確認された龍角寺112号墳の周溝の検出が予想できた。龍角寺112号墳の周溝は県道部分において、掘立柱建物群を区画すると考えられている溝が重複しており、調査者は掘立柱建物群造営時においても周溝は埋没していないかったとしている。本地点の表土層は30cm～40cmと浅く、調査着手後じきに周溝の存在を確認することができた。また、既に判明していることではあるが、龍角寺112号墳は埴輪を伴っており、出土した埴輪は第18図に示しておいた。周溝は幅4mで、古墳の直径は少なくとも35mを測り、龍角寺古墳群の中でも第一級の規模を誇る円墳である。周溝の覆土は上面でも3～5cmのハードローム塊をかなりの量含み、部分的に設定したサブトレンドでも明らかに埋

龍角寺112号墳周溝

埴輪



第5図 7地点発掘区設定図

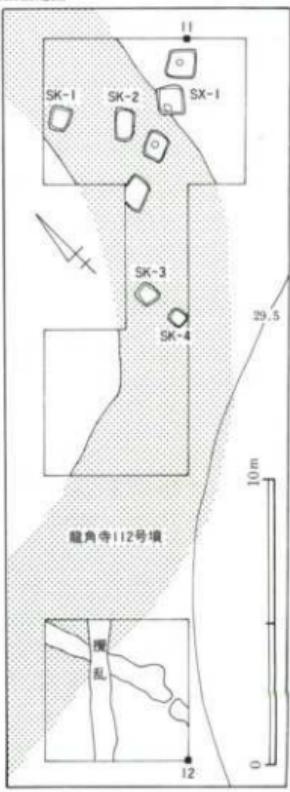
め戻しの状況が窺えるものであった。墳丘は全く遺存しておらず、調査区内では旧表土の存在も確認できなかった。なお、県道部分の調査で周溝内土壤が検出されている。特に出土遺物もなく、古墳築造の具体的時期を決定する材料にはならないが、埴輪の様相からはあまり古い年代を与えることはできない。

周溝埋没の時期についても具体的な年代が求められないが、第6図に示したように周溝上面の覆土内に遺構が検出されており、これらの遺構が周溝埋没の時期を示すものと考えられる。SX-1は柱穴列で、昨年度調査のトレンチ5で検出した柱穴列と様相が酷似している。但し、県道部分で検出されていないため、これらは別個の遺構と考えられる。やはり明確な伴出遺物がなく、時期決定には問題が残る。僅かに出土した遺物は、瓦の細片と灰釉陶器の細片であり、図示できるものではないが、それ以上に新しい遺物は含まれておらず、一応の目安としておきたい。この他に検出された土壤についても、やはり具体的な年代を決定することはできなかった。

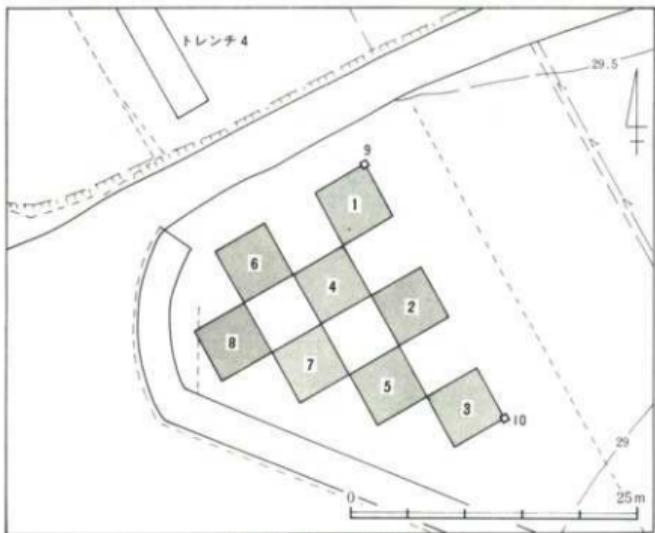
周溝内土壤

柱穴列

土壤



第6図 7地点全体図



第7図 8地点発掘区設定図

● 8地点(第7・8図、図版4～6)

本地点は県道部分の調査区に接し、大畠890番地に位置する。調査面積は200m²であり、県道部分ではIII期の掘立柱建物跡がかなり集中している付近である。とくに県道部分のSB-1はIII期の掘立柱建物では最大の規模であり、III期の主要な一角と考えられている。既に判明していることではあるが、本遺跡の掘立柱建物跡は時期を追って概ね東から西へその中心を移しており、その傾向から見ても、本地点ではIIないしIII期の掘立柱建物跡が検出される可能性は非常に高いものと判断できた。従って本地点の調査により、III期の主要な掘立柱建物跡の配置は粗筋把握できるものと考えた。その中には県道部分のSB-28の規模の確定も重要な課題の一つに含まれる。

グリッドは市松に設定し、掘立柱建物跡を検出した際にも規模が明確に把握できるよう努めた。表土層は予想以上に厚く、ほとんどのグリッドが遺構確認面まで1m近い深さを有していた。そのため表土除去には意外なほどの労力を費やした。また、本地点はかなり激しくトレッチャの擾乱を受けており、遺構確認面に達していた。

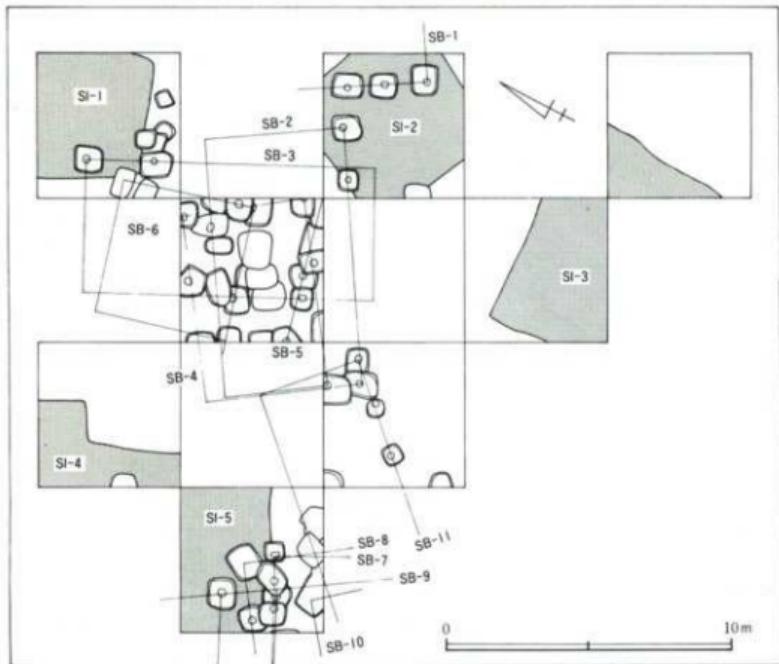
調査の結果確認できた遺構は第8図に示したとおりであり、掘立柱建物跡11棟、竪穴住居跡5軒、土壙3基である。図でも分かるように、掘立柱建物跡は掘方自体の重複は少ないが、全体として重複は著しく、加えて竪穴住居跡との重複もあり、さらにトレッチャの擾乱と状況は最悪である。竪穴住居跡はすべて掘立柱建物跡より古く位置づけられるもので、SI-1・3の遺物の一部は第18図に紹介してある。図を見ても分かるように、これらは殆ど鬼高二期に属し、これらの住居跡で最も新しいと考えられるのは、遺物を取り上げていないが、カマド内の甕から7世紀中葉から後半の年代が与

III期

グリッド

遺構

竪穴住居跡



第8図 8地点全体図

えられるSI-2である。住居の規模については若干の幅があり、SI-3・4の2軒は規模が具体的に把握できないが、少なくともSI-3はSI-5をしのぐ規模を有していると想像でき、東西軸長は8mを越すことは確実である。これに次ぐのがSI-5であり東西軸長は約8mを測る。これに対してSI-1・2は小規模でともに軸長は5m前後である。覆土の状態はほぼ共通して、比較的小さいハードローム塊を含み、土層断面の観察を行ったわけではないが、自然の堆積状態とは考えられない要素がある。

掘立柱建物跡 掘立柱建物跡については別章で述べることとし、ここでは簡単に触れておきたい。本地点で検出できた掘立柱建物跡は先にも述べたとおり11棟を数える。しかしながらこの数字は建物跡として確実に認識できたもので、第8図からも分かるように掘方の1箇所だけしか確認できず、建物として把握できなかったものもある。これらの掘方が仮りに未調査部分において建物として展開するならば、掘立柱建物跡は少なくとも3棟はプラスして考えなくてはいけない。掘立柱建物跡の規模は極端に長大なものではなく、最大でもSB-2の5間×2間である。建物の方向性はSB-11を除いて比較的近い方向性を示し、県道部分のIII期の建物の方向性ともほぼ一致する。なお、グリッド8で検出した3棟は県道部分で既に一部調査が行われ、今回規模を確定できたものである。



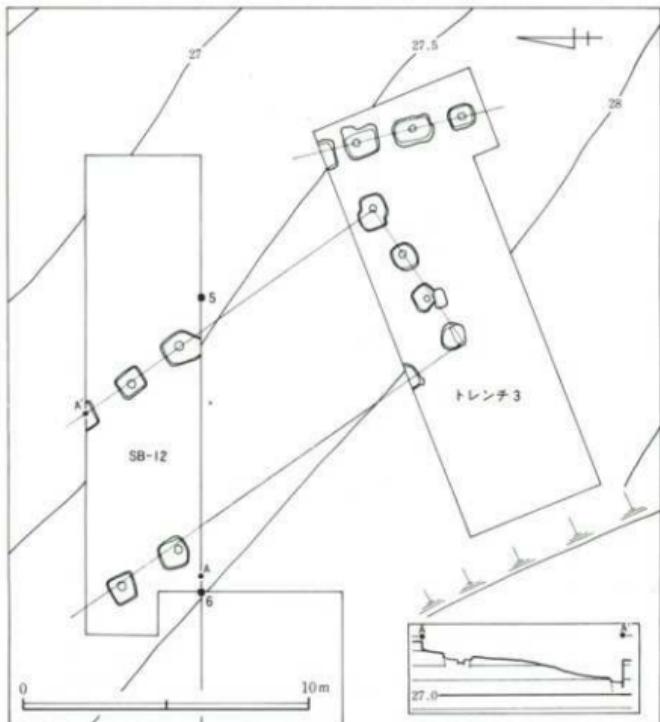
第9図 9地点発掘区設定図

● 9地点(第9・10図、図版7)

本地点は昨年度調査を行ったトレンチ3と隣接する地点であり、台内83番地に位置する。調査面積は112.5m²であり、トレンチ3の調査面積を加算しても142.5m²でしかない。昨年度の調査では2棟の掘立柱建物跡を確認しており、今年度の調査でも掘立柱建物跡の検出が予想できた。また、昨年度のトレンチでは表土層もあまり厚くなく、作業の効率もかなりよいのではないかと思われた。

付図及び第9図を見ても分かるように、本地点は龍角寺方向から浸入する支谷の最奥部に当たり、全体に北東に緩やかに傾斜している。また、印旛沼水系の谷もかなり近くまで浸入しており、両支谷間には殆ど平坦面は形成されていない。地形的には大畑I遺跡と向台遺跡とを画するもので、確認調査開始以前には掘立柱建物群の限界を示すと考えていた。しかし、昨年度の調査で掘立柱建物跡が検出されたことにより、掘立柱建物群の限界を考え直す必要が出たとともに、建物の性格についても興味が持たれるところである。

表土除去は昨年度の調査結果を基にした予想を反し、標高27.5m以下では1m近い表土層堆積があった。即ち、北側の谷が予想以上に埋まっており、地山面での傾斜は現地表の傾斜よりかなり急なものであった。写真図版では(図版7)かなり鮮明であるが、発掘区下位、概ね標高27m以下は既に粘土層に達し、写真にも白く写っている。このような斜面において掘立柱建物跡が存在するものか疑問も生じたが、発掘区上位の比較的表土の薄い部分で掘方を検出した。この掘方の方向は昨年度調査のトレンチ3で検出したSB-1とほぼ一致し、同一建物の可能性が非常に高いものとなった。第10図に



第10図 9 地点全体図

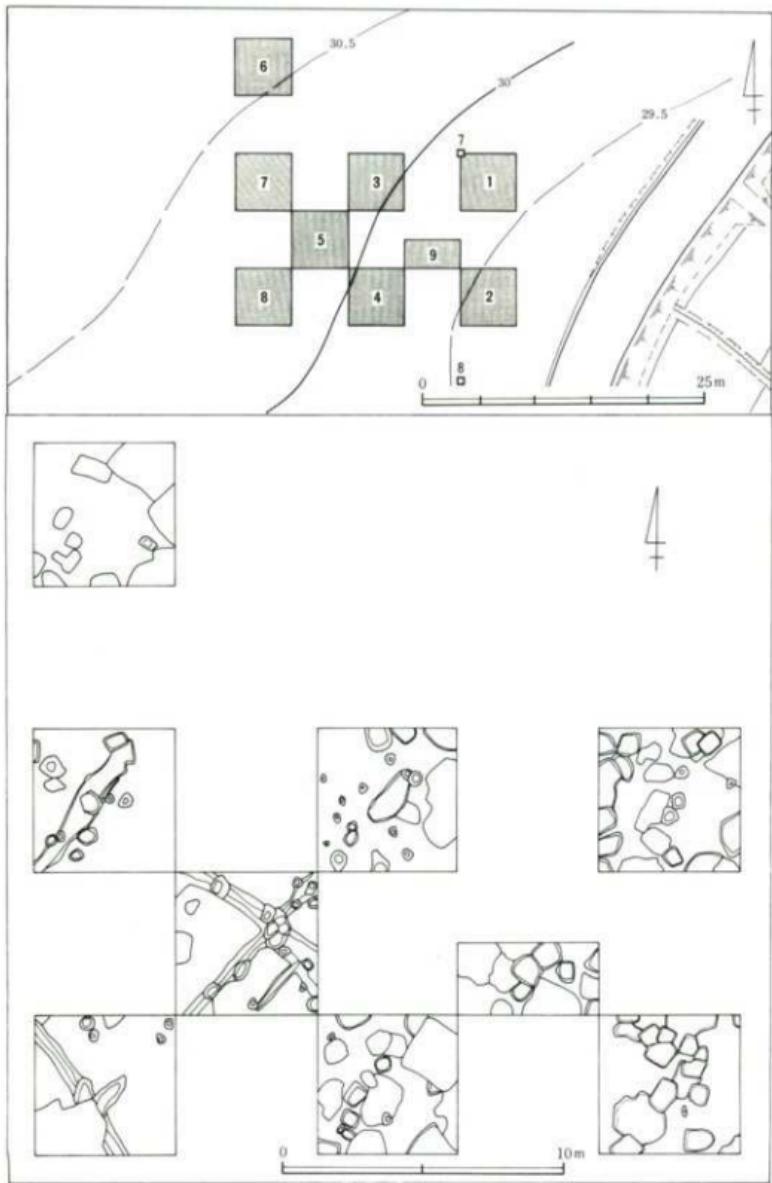
建物の位置関係を示したが、今年度は SB-12とした。なお、トレンチ 3 で検出した SB-2は今年度確認することができなかつた。

掘立柱建物跡については別章で詳述するが、ここでは概略だけ触れておきたい。図からも分かるように SB-12はほぼ等高線に沿った方向で構築され、県道部分でV期とした建物の方向性とも一致する。このことはV期の建物が遺跡西側に寄る傾向とも一致し、時期的には8世紀第4四半世紀に含めることを可能にしている。建物の東側の梁は確認できながったが、現在確認できただけでも桁行は7間とかなり長大な建物となる。図の下方には対となる掘方間の断面を併載したが、約70cmのレベル差がある。

● 10地点(第11・12図、図版8~11)

本地点は9地点のさらに西側にあたり、向台531番地に位置する。調査面積は212.5 m²となる。地形的には龍角寺方向から侵入し、9地点が面する谷を東側に臨み、向台遺跡と同一台地上である。9地点において掘立柱建物跡が検出されたことにより、本地点の調査も興味が持たれるところである。向台遺跡の詳しい状況は報文を参照して

向台遺跡



第11図 10地点全体図

いただきたいが、谷部においておびただしい遺物が出土したことを除けば、大畠Ⅰ遺跡とは若干趣を異にしており、掘立柱建物跡も確認されているが明らかに小規模であり、竪穴住居跡も9世紀代にまで及んでいる。このように向台遺跡の状況を考えた場合にも、本地点の内容はかなり重要な意味を持つものと予想できた。

表土層

表土層は40~50cm程度で、現状が畑であったこともあり、作業は事のほかかった。しかし、表土除去後遺構確認面として現れたのはハードローム層最上部であり、非常に広い範囲にわたって地山の削平が行われていることが明らかとなった。このような状況は昨年度調査を行ったトレント4でも見られ、また向台遺跡もやはり同じ状況を呈していたという。トレント4の調査では掘立柱建物跡の掘方が他の建物と比較しても充分な深さを有していたため、掘立柱建物跡構築に際し整地を行ったと考えた。しかし、向台遺跡並びに10地点は地山削平の範囲が非常に広範囲に及び、また台地上を特に平坦にすることを目的としているようである。土地所有者の後藤彌氏によると、少なくとも明治時代以降天地返し等の作業は行っていないとのことである。

皇室通宝

さて、表土除去後精査を行った段階で、相当数の遺構の存在が確認できた。これらの中多くは恰も掘立柱建物跡の掘方様の形状を呈し、また建物として復原できるような配置をとっていた。ただ、8・9地点の掘立柱建物跡と比較すると掘方が小さく、埋土の状況もあまり良いものではなかった。これらは具体的に建物を復原することはできなかつたが、埋土中から皇室通宝が出土し、中世の掘立柱建物跡である可能性は非常に高い。また、溝状遺構も同時期と考えられる。さらに確実な竪穴住居跡は1軒も確認することができず、僅かに竪穴住居跡の柱穴と考えられるピット数個が確認できた。実際古墳時代から奈良・平安時代の遺物は皆無というわけではなく、表土中ないし他の遺構覆土に僅かながら包含されている。これらのピットが予想通り古墳時代から奈良・平安時代にかけての住居跡の柱穴とするならば、地山削平が行われた時期もそれ以降ということになる。その他に検出された遺構は壁面及び底面に粘土を使用した土坑が3基ある。このような土坑は多摩ニュータウンNO799遺跡を始めとして数遺跡で検出例があり、水溶性の物質の貯蔵を目的としたものである。本遺跡の場合、軸長が2m程度の方形のプランを呈し外便所というよりは貯水槽ないし肥溜としての機能が適当であろう。これらの粘土を使用した土坑は、確認面で既に底面の粘土も確認できる状態であり、やはり地山削平以前の遺構である。地山削平以降に構築された遺構は、先に触れた掘立柱建物跡の掘方状の遺構である。遺物としては中世の陶磁器類が若干出土しており、併せて第19図に紹介してある。

* 石田広美 「主要地方道成田安食線道路改良工事（住宅宅地関連事業）地内埋蔵文化財発掘調査報告書」 1985 勧千葉県文化財センター

10地点も同様ではあるが、向台遺跡でも地山削平によって台地上を平坦にするということはない。なお、伊藤義一氏から水田の床土としてローム層を使用することがあるとの御教示を受けた。

** 竹田 均 他「多摩ニュータウン遺跡」昭和59年度 1986 勧東京都埋蔵文化財センター



第12図 11地点発掘区設定図

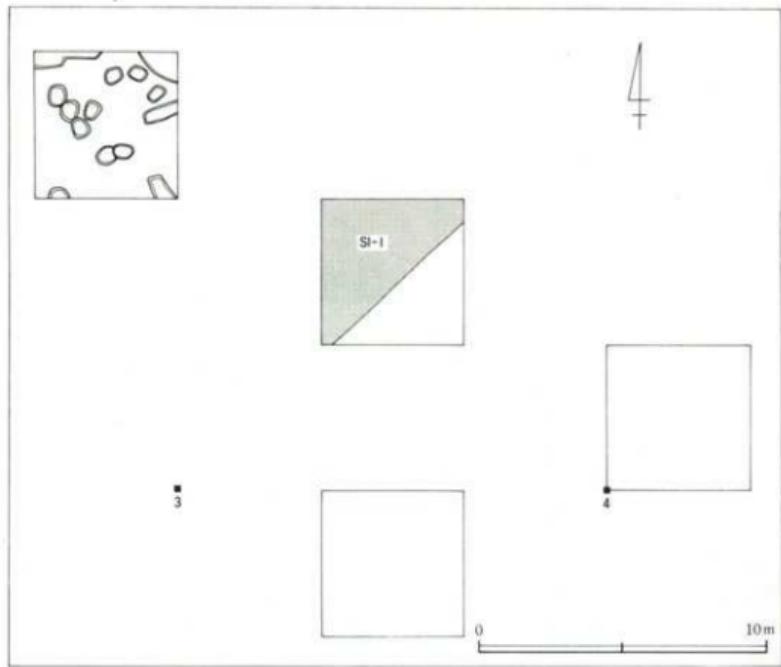
● 11地点(第12・13図、図版11)

本地点は大煙I-2遺跡と昨年度調査のトレンチ5に挟まれた地点で、台内95番地に位置する。調査面積は100m²であり、別図からも分かるように、大煙I遺跡が占地する台地のほぼ中央に当たる。標高は30mを僅かに越え、台地最高所となる。県道部分からは約130mの距離を測り、昨年度調査を行ったトレンチ5並びにトレンチ6で掘立柱建物跡を検出することができなかったことを考えれば、本遺跡における掘立柱建物群の北側の限界と予想できる地点である。なお、大煙I-2遺跡では掘立柱建物跡が確認されており、少なくとも隣接する本地点での掘立柱建物跡の有無はそのまま本遺跡における掘立柱建物群の北側の限界を決定することになる。大煙I-2遺跡では、北端の調査区であるB地点及びZ12-Nトレンチで比較的多くの掘立柱建物跡が検出されているが、本地点に面したZ8-N・Z9-Nトレンチでは掘立柱建物跡の柱穴を確認したもののみ、柱筋は把握できていない。このトレンチが面積的に広くないこともあるが、やはりB地点と比較するとあまり多くの棟数を求ることは不可能で、せいぜい1ないし2棟といったところであろう。また、現在までに掘立柱建物群の北側を区画する施設は確認できていない。

大煙I-2遺跡

さて、調査は近年天地返しを行ったということを聞き、遺構の確認は絶望的かとも思えた。表土層は50~60cmの厚さを有し、幸い擾乱は遺構確認面まで達していなかつた。表土層からの遺物の出土は8地点と比較してかなり少なく、割合として多かったのは縄文時代後期から晩期にかけての土器片である。これは大煙I-2遺跡でも僅かに出土しており、特に晩期終末のものが含まれる。縄文土器は第19図に一括したが、天

調査



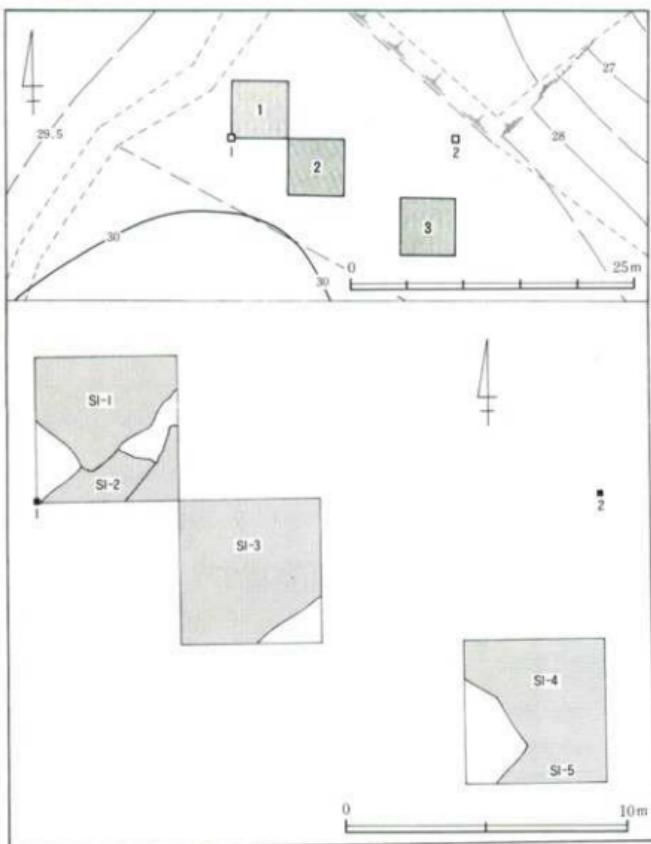
第13図 11地点全体図

地返しのためか第20図に示した尖頭器も表探した。

調査の結果、今回の調査では唯一全く遺構が存在しないグリッドが2箇所あった。

掘立柱建物跡 残る2箇所のグリッドでは竪穴住居跡と土壌を確認しており、掘立柱建物跡は存在していない。即ち、掘立柱建物群の北側の限界は大畠I-2遺跡B地点となる。なお、本地点ではこれらを区画するような施設は認められない。竪穴住居跡については具体的な時期決定はできないが、表土層から出土した遺物は鬼高窓のものが多く、古墳時代後期の竪穴住居跡の可能性が高い。隣接する大畠I-2遺跡では該期の住居跡がかなり激しい重複をして一面に展開しており、県道部分を含めて酒直遺跡から続く集落の一角である。しかし、10地点において竪穴住居跡の密度は著しく低くなり、同様に昨年度調査を行ったトレンチ5においても竪穴住居跡は確認できていない。また、トレンチ6では8世紀及び10世紀代の竪穴住居跡が確認され、鬼高窓の集落はこの付近に住居の希薄な地域が存在したようである。但し、居住域としての範囲が完全に終わるのではなく、後述する12地点で再び該期の住居跡が確認されていることから、居住域の範囲は所謂白鳳道の方まで広がっていると思われる。土壌については規模が小さく、出土遺物から見ても恐らく縄文時代の構築であろう。

土 壤



第14図 12地点全体図

● 12地点(第14図、図版12)

本地点は県道部分から北に約350m離れ、龍角寺青年館の西約50mに位置する。地番は台内112番地であり、調査面積は75m²となる。地形的には龍角寺方向から浸入する谷を西側に臨み、小支谷とに挟まれた所謂舌状を呈する部分である。昨年度調査を行ったトレンチ6からも100m以上の距離があり、掘立柱建物跡は存在しないと予想できる地点である。既知のとおり、本遺跡の掘立柱建物跡は方位から約40°の振れがあり、その方向は現在の畠の地割に引き継がれている。付図並びに第4図をからもわかるように、龍角寺から南に伸びる白鳳道周辺はほぼ方位に沿った地割が現在もなされ、ちょうど本地点付近で地割の方向が入れ替わっている。即ち、台内・大畠における共通し

た地割方向の北端に当たる。トレンチ 6 からも 100m 以上の距離を測り、これまでに政 府跡と目されるような建物跡が検出されていないことからも、より北方における調査は必要であった。

調査

縄文土器

竪穴住居跡

表土層は 30~40cm 程度の厚さで堆積し、地山面も北ないし東に向かって緩やかに傾斜している。表土中からは古墳時代後期を中心とする土器が多く出土したが、それとともに縄文時代後期の土器片もかなり目立っている。第19図に示した 1 点の土器も本地点から出土したものであり、付近に縄文時代後期の住居跡の存在が予想される。本地点の状況は第14図からも明白であり、スクリーントーンは竪穴住居を示すが、殆ど空白部分がないほど住居跡が重複している。とりあえずは予想通り掘立柱建物跡は検出できなかったわけで、從来確認されている掘立柱建物群の範囲を外れると殆ど掘立柱建物跡は皆無に近い状況となる。竪穴住居跡は最低 5 軒が互いに重複しており、SI-3 は西壁にカマドを設置している。構築についてはあまり具体的な年代を与えることはできないが、表土層ないし遺構確認面での遺物を考えれば、鬼高期内に属する可能性が高い。前述したようにこの付近は非常に広範囲に展開する居住域であり、トレンチ 5・6 ないし 11 地点で鬼高期内の住居が希薄になるが、本地点では再びかなりの密度で竪穴住居が存在している。

III 検出遺構

1 掘立柱建物跡

今回の調査では合計 12 棟の掘立柱建物跡を確認することができた。これらのうち SB-12 とした建物だけが 9 地点に位置するほかは全て 8 地点に位置している。また、SB-8・9・10 は県道部分で、SB-12 はトレンチ 3 でそれぞれ一部が既に調査されいる。なお、10 地点の掘立柱建物跡と考えられる遺構は中世の構築であり、本章では除外した。

● SB-1

掘方

柱間寸法

8 地点グリッド 2 で検出したもので、南隅を含む最低 3 間分の柱筋が確認できた。掘方はいずれも SI-2 と重複しているが、SI-2 を殆ど掘り下げるところなくその位置を把握することができた。掘方は確認面で整った方形を呈し、隅の 1 箇所を除き概ね東西方向に長軸を採る。掘方の規模は長軸が 1 m 前後、短軸は 80~90cm を測る。柱間寸法は西から 1.65m・1.76m で、6 尺に満たない。恐らく確認された柱筋は梁であり、建物の方向は南北棟の N-53°-E 前後を指すと考えられる。掘方内の埋土は 3~5 cm 程度のハードローム塊を主体的に使用し、比較的堅密な面を形成している。柱痕は直径 20~25cm の円形を呈し、ほぼ掘方の中央に位置している。建

* 大畠 I 遺跡の報告では、県道部分において政府跡と推定できる部分ではなく、IV・V 期の大形の建物については政府の近くである可能性を指摘している。

物の方向から見ると、隣接する SB-2・県道部分の SB-1・28とかなり近く、8世紀第2四半世紀を中心とした構築と考えられる。

● SB-2



SB-1と隣接して構築され、グリッド 2・4・7 で掘方を確認している。建物の規模は 5 間×2 間で桁行 9.0m、梁行 4.8m を測る。建物の方向は前述したように N-55°-E 前後を指す東西棟で、SB-1に比較的近い方向性を有している。但し、北側の梁が SB-1に近すぎ、同時に存在はあり。各掘方は基本的に方形を呈し、梁方向に長軸をもつようだが、規模はバラつきが大きい。比較的しっかりした掘方は各コーナーに位置するようで、現状では北東及び南の 2箇所のコーナーしか明らかではないが、それぞれ一応整った形状を呈している。規模は 1.2m×0.8m を測り他の掘方は概ね 60cm 四方となる。掘方内の埋土は SB-1 と酷似し、粒径に若干の大小があるが、確認面ではハードローム塊を多用している。柱痕が確認できたのは南東側の柱筋に限られ、対する北西側では他の建物との重複もあり、また掘方自体も整ったものではなく、柱痕は確認できなかった。南東側の柱筋で確認できた柱痕もさほど太くなく、直径 20～25cm の円形を呈している。柱間寸法が実際に測れるのは南東側の桁行の 1 箇所だけであり、対する桁行では先にも述べたように柱痕が確定できないことから数値は具体的でない。この 1 箇所は 1.68m を測り 6 尺に満たないが、桁行が 9 m であることから桁行全体の設計は 6 尺を基準としたものである。梁行は 4.8m で 2 間とした場合 2.4m、3 間とすれば 1.6m の柱間寸法が推定できる。なお、掘方の重複から SB-2→SB-4 の先後関係が確実である。

● SB-3



SB-1 と平行して構築され、グリッド 1・2・4 で掘方を確認している。建物の規模は 3 間以上×2 間で、桁行 7.6m 以上、梁行 4.75m を測る。しかし、東南側の梁となる柱筋は、それに相当する掘方を確認することができず、建物の規模を確定できなかった。建物の方向は SB-1 と殆ど直交し N-27°-W 前後を指す南北棟で、SB-2 とも長軸を 90° 近く振っている。各掘方は基本的に方形を呈するが、グリッド 1 では遺構確認面が表土層から浅いため、トレンチャーの擾乱を著しく受け、北コーナーについては SI-1 をほぼ床面まで下げて掘方検出した。グリッド 4 では他の建物の掘方との重複も多く、掘方本来の規模・形状が保たれていないが、最大規模で 1.0m×0.8m、最小は 0.6m 四方とバラつきが大きい。掘方内の埋土は県道部分の SB-1 と酷似し、掘方上部に白色の砂質土を使用し、下部(SI-1 と重複した部分)にはハードローム塊を多く含んでいる。柱痕は 4 箇所全ての掘方で確認でき、柱痕 25cm 前後の円形を呈している。しかし、柱間寸法が実際に測れるのは 2 箇所であり、それぞれ 2.38m・2.45m を測る。桁行についてはほぼ 8 尺を基準とした設計が行われ、梁行も 4.75m で、桁行柱間寸法をもとに 2 間と判断した。但し、梁行の柱間寸法が桁行に比べて極端に短い場合 3 間となるかもしれない。他の建物との先後関係はグリッ

掘 方

柱 痕

柱間寸法

掘 方

柱 痕

柱間寸法

ド4で3棟の建物と重複し、いずれの建物より古いことが確実である。

● SB-4

SB-2・3・5・6と重複し、グリッド4・7で掘方を確認している。建物の規模は3間×2間で、西コーナーを除いて各コーナーが確認されており、桁行6.8m、梁行4.3mを測る。建物の方向は8地点内にあまり近いものがないが、県道部分のSB-1と近くN-55°E前後を指す略東西棟である。確認できた掘方は北東梁行の縦て、南東桁行の縦て、北西桁行の3箇所の合計8箇所である。各掘方は基本的に方形を呈するが、掘方の全体を窺うことができるものではなく、規模は凡そ1.0m×0.8m程度となる。但し、すべての掘方がこのように整った形状を呈しているわけではなく、規模にバラつきが少ない代わりに形状に規格性がさほど認められない。掘方内の埋土は特徴的で、他の建物と一見して区別がつく。やはり2～3cmのハードローム塊の使用が見られるが、やや砂質の焼土粒の混入が非常に多い。

掘 方

柱 痕

柱間寸法

柱痕は4箇所で確認できたが、実際に柱間寸法を測るのは1箇所しかない。柱痕は他の建物と大きく変わることはなく、直径25cm前後の円形を呈している。柱間寸法は2.2mを測り、具体的に長さを測ることができなかつたが掘方の間隔から2.1～2.3m程度と推定できる。単純に全長を割れば桁行が2.26m、梁行が2.15mとなり、ともに7尺より僅かに大きい。他の建物との先後関係はグリッド4で4棟の建物と重複しており、これらの中で最も新しい構築である。

● SB-5

やはりグリッド4で掘方を検出したが、南側と考えられる柱筋を2間分確認しただけで、建物の規模は把握できなかった。この2間分の長さは2.9mを測り、恐らく桁筋となるであろう。建物の方向は後述するSB-6とほぼ一致し、N-80°E前後を指す東西棟である。これに近い方向を指した建物は少なく、県道部分でもSB-40・41・53がN-70°E前後を指し、SB-8・38・55・56・61等が直交している。しかし、これらの建物は8世紀第4四半世紀を中心とするもので、周囲の状況からSB-4をこれまでもっていいくことは不可能かと思える。掘方は3箇所が検出でき、いずれも本来の形状を窺うことができない。基本的にはやや不整な方形を呈し、規模は0.9～1.0m四方を測る。埋土は共通して3～5cmのハードローム塊を多く含み、SB-2と似ている。柱間寸法は実際1箇所しか測れず、2.44mとなる。また、具体的ではないがもう1箇所も2.4m前後であることは間違いなく、8尺を基準とした設計である。他の建物との先後関係は、SB-3・4より古いことが確認でき、やはりSB-8等のように8世紀第4四半世紀という年代を与えることはできない。

● SB-6

前述したSB-5とほぼ平行して構築され、グリッド1・4で掘方を検出した。建物の規模は2間×2間で、桁行4.8m、梁行4.75mを測る。SB-5との柱間の距離は約2.5mで、軒の張り出しを考慮に入れると同時存在を考えることは絶望的である。建物の方向は前述したようにN-75°E前後を指し、平行するSB



規模は3間×2間で、西コーナーを除いて各コーナーが確認されており、桁行6.8m、梁行4.3mを測る。建物の方向は8地点内にあまり近いものが

ないが、県道部分のSB-1と近くN-55°E前後を指す略東西棟である。確認できた掘方は北東梁行の縦て、南東桁行の縦て、北西桁行の3箇所の合計8箇所である。各掘方は基本的に方形を呈するが、掘方の全体を窺うことができるものではなく、

規模は凡そ1.0m×0.8m程度となる。但し、すべての掘方がこのように整った形状を呈しているわけではなく、規模にバラつきが少ない代わりに形状に規格性がさほど認められない。掘方内の埋土は特徴的で、他の建物と一見して区別がつく。やはり2～

3cmのハードローム塊の使用が見られるが、やや砂質の焼土粒の混入が非常に多い。

柱痕は4箇所で確認できたが、実際に柱間寸法を測るのは1箇所しかない。柱痕は他の建物と大きく変わることはなく、直径25cm前後の円形を呈している。柱間寸法は2.2mを測り、具体的に長さを測ることができなかつたが掘方の間隔から2.1～2.3m程度と推定できる。単純に全長を割れば桁行が2.26m、梁行が2.15mとなり、ともに7尺より僅かに大きい。他の建物との先後関係はグリッド4で4棟の建物と重複しており、これらの中で最も新しい構築である。

● SB-5

やはりグリッド4で掘方を検出したが、南側と考えられる柱筋を2間分確認しただけで、建物の規模は把握できなかった。この2間分の長さは2.9mを測り、恐らく桁筋となるであろう。建物の方向は後述するSB-6とほぼ一致し、N-80°E前後を指す東西棟である。これに近い方向を指した建物は少なく、県道部分でもSB-40・41・53がN-70°E前後を指し、SB-8・38・55・56・61等が直交している。

しかし、これらの建物は8世紀第4四半世紀を中心とするもので、周囲の状況からSB-4をこれまでもっていいくことは不可能かと思える。掘方は3箇所が検出でき、いずれ

も本来の形状を窺うことができない。基本的にはやや不整な方形を呈し、規模は0.9～1.0m四方を測る。埋土は共通して3～5cmのハードローム塊を多く含み、SB-2と似

ている。柱間寸法は実際1箇所しか測れず、2.44mとなる。また、具体的ではないがもう1箇所も2.4m前後であることは間違いなく、8尺を基準とした設計である。他の建物との先後関係は、SB-3・4より古いことが確認でき、やはりSB-8等のように8世紀第4四半世紀という年代を与えることはできない。

● SB-6

前述したSB-5とほぼ平行して構築され、グリッド1・4で掘方を検出した。建物の規模は2間×2間で、桁行4.8m、梁行4.75mを測る。SB-5との柱間の距離は約2.5mで、軒の張り出しを考慮に入れると同時存在を考えることは絶望的である。建物の方向は前述したようにN-75°E前後を指し、平行するSB



規模は2間×2間で、西コーナーを除いて各コーナーが確認されており、桁行4.8m、梁行4.75mを測る。建物の方向は8地点内にあまり近いものが

-5とも柱筋は殆ど掘えられていない。掘方は4箇所に検出したが、グリッド1では擾乱が著しく、グリッド4では他の建物との重複のため、掘方本来の形状を保っているものはない。規模は1.0m×0.6m程度の方形を推定でき、埋土は粒径1cmほどのローム粒が多く含んでいる。柱痕が確認できたのは1箇所で、柱間寸法も具体的に提示できない。桁行・梁行とも2間であり、2.4mを標準としたことは明らかである。建物の規模が小さいこともあって、掘方の割りにこのような柱間寸法が可能であったと思われる。他の建物との先後関係は殆ど明らかにできていないが、SB-3より古いことは確実である。

● SB-7

既に県道部分でSB-27として部分的に調査されていたものであるが、グリッド8の調査により規模が確定できた。建物の規模は4間×2間で、東コーナーを除いた3箇所のコーナーが確認できている。桁行8.8m、梁行4.6mを測り、後述するSB-10とほぼ同一の規模を有する。しかし建物の方向が若干異なりN-58°E前後を指す略東西棟である。方向としては県道部分のSB-28と全く同一で、ほぼ重なる位置関係にあり、SB-28に先行する建物である。但し、年代的にはあまり大きな開きはないよう、建物の方向からみても8世紀前半代の構築であろう。掘方は合計7箇所が判明しており、いずれも1.1~1.4mの規模の方形を呈している。ただ、グリッド8で検出できた北コーナーは0.6~0.8m程度を測るもので、コーナーとしては小規模である。埋土は粒径1cm程度のハードローム塊とともに僅かに焼土粒・炭化粒を混入し、上面の観察ではあまりしまったものではない。柱痕は径20~25cmの円形を呈し、柱間寸法は県道部分の桁行が2.35mを測るが、桁行全長からみると2.2mとなる。梁行については2.35mを基準としたものであろう。建物の先後関係については先述したとおりであり、SB-27→SB-28の関係はグリッド8でも確認することができた。グリッド8ではそれ以外の建物との関係は分からなかったが、県道部分ではSB-27→SB-30の関係も判明している。

● SB-8

やはりグリッド8と県道部分にまたがって検出された建物で、前述のSB-27とSB-28(SB-10)との重複により、県道部分の調査では建物として認識できていなかったものである。しかし、今回の調査からも断言できるものではなく、グリッド8で確認できた掘方がどうも繋がるらしいというやや不確定な要素もある。SB-8として認定した部分は北コーナーを含む北西桁行4間と北東梁行1間である。現在確認できた桁行長は7.2mで、その南西側に繋がる掘方がないことから、恐らくこの数値が桁行全長になると想われる。建物の方向は重複するSB-27・28と全く同じN-58°Eを指す略東西棟である。掘方は他の建物との重複により、本来の形状を保っているものは皆無であり、あまり具体的な数値を示すことはできないが、グリッド8の状況から軸長が1mを越すことが予想できる。埋土はかなり砂質で僅かにローム粒・粘土粒・焼土粒の混入が見られ、上面は非常に堅緻である。柱痕は径20

柱間寸法 ~25cmの円形を呈し、柱間寸法はグリッド8で1.95mを測り、桁行全長からすれば1.8mを基準としたものであろう。他の建物との先後関係は充分解明できなかつたが、前述したSB-7より古い構築であり、県道部分のSB-30まで含めた範囲でも最も古いと考えられる。しかしながら、建物の方向を考えた場合、II期とするよりはIII期の建物群と一致するものである。

● SB-9



既に県道部分でSB-28として部分的に調査が行われており、グリッド8の調査により建物の全容を把握することができた。建物の規模は4間×3間の純柱構造であり、北東コーナーを除く3コーナーが確認されている。桁行長8.3m、梁行長5.4mを測り、現在までに調査された建物中唯一の純柱構造となるものである。建物の方向はN-32°Wを

掘方 指し、何度も繰り返すようだが周辺のSB-1・10・27・30と殆ど同一である。掘方は1.3~1.6mを測りプランはやや不整形ではあるが、基本的に方形を意図したものである。今回掘方内の調査は行っていないが、県道部分では確認面から0.8~1.0mの深さを有し、埋土は茶褐色の單一土層との記述はあるが、確認面で粒径3cm前後のハードローム塊の混入が比較的多く見られた。なお、径40cmほどの柱痕が確認されている。柱間寸法は桁行が2.4m、梁行が1.8mを基準としたようであるが、桁行では2.4mに僅かに満たない。他の建物との先後関係は既に述べてきたとおりであるが、県道部分の調査において掘方内から畿内産の土師器壺A-1類が出土し、このことからIII期を8世紀中葉に位置づけている。また、県道部分のSB-1とは同時存在の可能性も高く、隣棟間隔はSB-9の梁方向に18尺、桁方向に16尺の完数尺からなる。

● SB-10



やはり県道部分でSB-10として部分的に調査が行われており、今回の調査で規模を確定することができた。建物の規模は4間×2間で、前述したSB-7とほぼ同規模の建物である。幸いすべてのコーナーが確認でき、桁行8.4m、梁行4.6mを測る。建物の方向はN-49°Eを指す東西棟で、いままでに紹介した建物とは若干方向を異にしている。グリッド8で検出できた

掘方 掘方は僅か1箇所に過ぎず、建物の内容を大きく書き換えるものではない。掘方は1.0~1.2mの方形を呈し、深さは確認面から30~50cmを測る。埋土は上面でかなり砂質で、ローム粒とともに焼土粒・炭化粒も見ることができる。柱痕はグリッド8ではあまり大きなものを確認することができず、径25cm程度であったが、県道部分では径35cm程度のものが確認できている。柱間寸法は桁行2.1m等間、梁行2.3m等間となる。他の建物との先後関係は従来の認識を覆すことではなく、SB-11→SB-10→SB-28となる。

● SB-11

グリッド7+8で検出できた建物で、県道部分に及んでいない。建物の規模は確定できなかつたが、桁行最低2間、梁行は断言できないが恐らく

2間であろう。桁行は5.8m以上、梁行は2間とすれば3.9mを測る。建物の方向はN-42°-Eを指し、付近に共通する建物は存在しないが、敢えて上げるならばSB-11などのII期の建物に近い方向である。掘方は8地点で検出された建物の中では最も小さく、掘方軸長0.6~0.8mの方形を呈している。形状は基本的に方形を意識したものようだが、グリッド7での状況はやや円形に近いものも含まれ、全体としては不整形なものとなっている。埋土はローム粒を多く混入し、他の建物で見られるような大粒なローム塊は殆ど使用していない。柱間寸法はあまり具体的でないが、桁行で1.9m、梁行は柱間寸法2間として1.95mとなる。他の建物との先後関係は北東コーナーで重複するSB-2・4よりも古い構築と考えられ、建物の方向がII期に近いことと矛盾しない。

● SB-1 2

昨年度トレント3で部分的に調査を行った建物で、今年度調査した9地点でも全容を把握することはできなかった。建物の規模は梁行3間、桁行は7間以上という長大なもので、桁行長は現在確認できた部分で16.9m、梁行5.4mを測る。建物の方向はN-20°-Wを指し、V期の建物に近い方向である。既に述べてきたように、この建物は龍角寺方向から浸入する支谷に面した緩斜面にセンターと平行して構築され、対する柱筋に約70cmのレベルさがある。掘方は1.0m×1.2m程度の方 柱間寸法形を呈し、トレント3では攪乱を受けてあまり良い状態ではなかったが、非常に整った形状を呈していることがわかった。各掘方は桁方向に長軸をとり、斜面下位に位置するものも充分な深さをもっているようである。また埋土はかなり多くの粘土を使用しており、非常に堅緻な面を形成している。掘方の状況としては本遺跡においても第一級の内容で、径30cm程度の柱痕も明瞭であった。柱間寸法は桁行2.4m等間、梁行1.8m等間を測る。

表2 掘立柱建物跡一覧表

建物	位置	規模	主軸	桁行長	梁行長	柱間寸法	柱穴	時期
SB-1	8-2	3×	N-53°-E			1.8	0.8~1.0	III
SB-2	8-2,7	5×2	N-55°-E	9.0	4.8	1.8/2.4	0.8~1.2	III
SB-3	8-1,4	4<×2	N-27°-W	7.6<	4.75	1.9/2.4	0.6~1.0	III
SB-4	8-4,7	3×2	N-55°-E	6.8	4.3	2.3/2.1	0.8~1.0	IV
SB-5	8-4	2<×	N-70°-E	4.9<		2.45	0.9~1.0	I?
SB-6	8-1,2	2×2	N-75°-E	4.8	4.75	2.4/2.2	0.6~1.0	I
SB-7	8-8	4×2	N-58°-E	8.8	4.6	2.2/2.3	1.1~1.4	III?
SB-8	8-8	4<×	N-58°-E	7.2<		1.8	1.0~	III
SB-9	8-8	4×3	N-32°-W	8.3	5.4	2.1/1.8	1.3~1.6	III
SB-10	8-8	4×2	N-49°-E	8.4	4.6	2.1/2.2	1.0~1.2	III?
SB-11	8-7	3<×2	N-42°-E	5.8<	3.9	1.9/1.95	0.6~0.8	II?
SB-12	9	7<×3	N-20°-W	16.9<	5.4	2.4/1.8	1.2×0.9	V

IV 出土遺物

1 奈良・平安時代の土器 (第15図、図版11)

坏

該期の遺物は各地点で出土したが、量的には8地点がやはり多い。器形としては調査の性格上小形のものに集中するが、施釉陶器は少なく、所謂畿内産土師器は皆無であった。特筆すべき土器はないが、今回の調査でも3点の墨書が確認された。

墨書

1～18は坏・皿類である。1はクロコ未使用の土師器坏である。身は低く底部から滑らかに口縁部にいたり、端部は丸く納める。焼成は非常に悪く、器面の調整は殆ど窺えないが、外面は横位にヘラで削ったようで部分的に砂粒の動きが観察できる。内面は比較的遺存状態がよく、放射状にヘラ磨きを行う。胎土には黒色の雲母粒を多く含んでいる。2～5は土師器の平底の坏で、5は椀に近い大形品である。2は僅かに湾曲する体部を持ち、体部下端は回転ヘラ削りに似せた手持ちのヘラ削りで、底部はヘラ切り後全面手持ちヘラ削り調整を行う。内面は黒色処理がされ、底面だけに細かいヘラ磨きを施す。なお、体部外面には「厨」の墨書がある。「厨」は向台遺跡・大畑I-2遺跡で報告されており、少ない文字ではない。県内における「厨」の墨書の出土例は成田ニュータウンLoc-20・市原市荒久遺跡・松戸市新橋の他数遺跡で知られている。松戸市新橋例は火葬骨を納めた蔵骨器であり、被葬者の社会的性格を示す可能性も高い。この場合距離的にも近い下総国府、あるいは同国分寺との関係で捉えられるもので、市原市荒久例も同様上総国分寺との関係で考えられるものである。これらの遺跡の性格は官衙ないし寺院と深い関わりを持つもので、通常の集落とは性格を異にしている。成田ニュータウンLoc-20の例でも、竪穴住居跡とともに四面廻の掘立柱建物跡を中心とする数棟の掘立柱建物群が一種の規格性をもって構築された遺跡である。須田勉氏は他の墨書土器の示す内容を含め、これらの建物について村落内寺院としての性格を指摘している。しかし、平賀遺跡のような例もあり、一概に「寺院」・「官衙」に結びつけることはできない。但し、昨年度の調査で「寺」の墨書が出土しており、龍角寺との深い関わりは当然否定できない。

3はやや身が高いが、技法的には2とあまり大きな違いはない。体部下端は手持ちでヘラ削りを行い、底部はヘラ切り後恐らく全面をヘラで削っている。胎土には長石粒を含む。4は上記2点より新しい要素を持つもので、体部下端にヘラ削りは施され

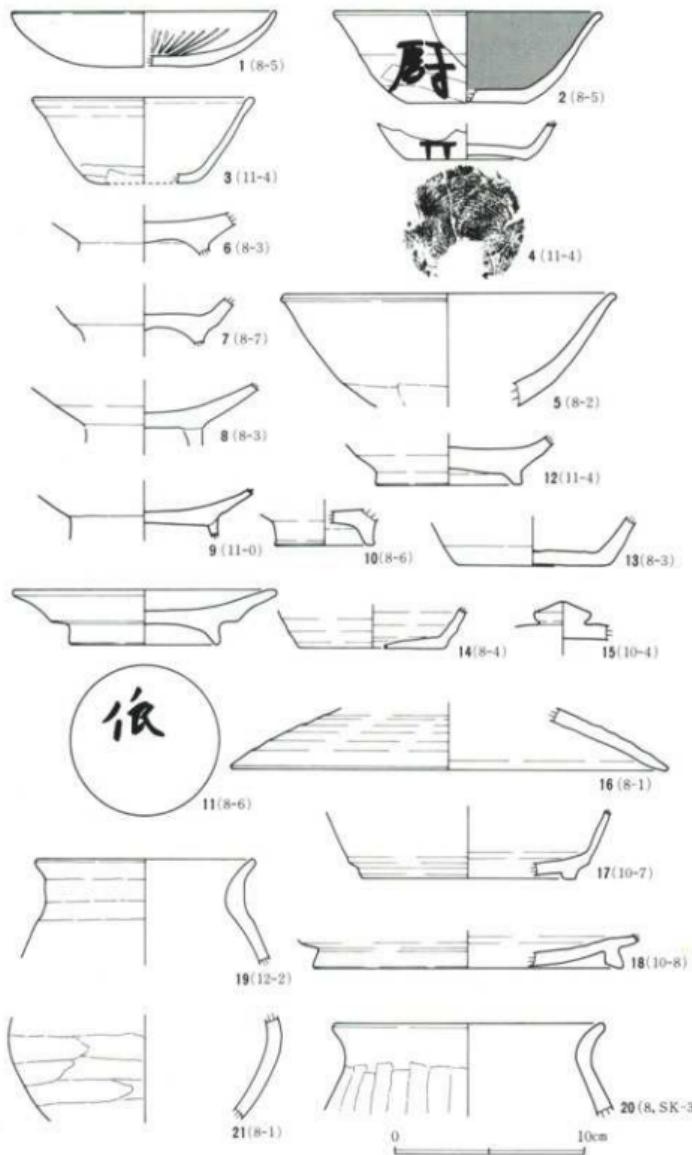
* 白石竹雄 他 「公津原」 1975 千葉県企業庁

** 滝口 宏 他 「南向原」 1976 上総国分寺台遺跡調査团

*** 蔵骨器として土師器の壺が用いられ、この蓋にあたる高坏に「国厨」と墨書される。岩崎卓也 他 「火葬骨壺の一新例」 「史癡78」

**** この他には香取郡山田町妙名遺跡で「厨」(浜谷興平 1976)、市原市坊作遺跡で「海上厨」(滝口宏1976) 印旛郡平賀遺跡(調査会1986)が知られる。

***** 須田 勉 「平安初期における村落内寺院の存在形態」 「古代探叢II」 1985



第15図 奈良・平安時代の土器

ず、底部は回転糸切り未調整となる。底部に近い位置に墨書があり、文字全体は窓えないが、「井」の可能性が高い。5は口径17.2cmを測る大形の製品で、法量による器種分化が認められる9世紀第4四半世紀以降の製品である。体部下端は手持ちでヘラ削りを行い、底部は遺存していないが器形から言えれば回転糸切り後ヘラ削りを施すことが多い。内面の調整はやはり大形の壺にかなり多く見られるように横位にヘラで磨き、ロクロを使用した磨きではない。6～11は土師器の高台壺ないし高台皿である。高台部分だけであるが、6・7は明らかに壺としてよく、8・9も壺とした方が妥当である。6は少し質感が異なり、他の製品に比べて厚手で、胎土も非常に粗く長石粒・雲母粒を多く含んでいる。また調整も異なり、底部内面を一定方向にヘラで磨いている。7は底部から大きく屈曲して体部が立ち上がり、酸化焰焼成の須恵器である。底部はヘラ切り未調整で、高台接合後にヨコナデを施す。8・9は滑らかに底部から体部へ移行するもので、所謂足高台付壺となる。2点とも高台がきれいに剥がれてしまっているが、接合部の状態から高台は幾分外方へ向いて付けられていたようである。8は焼成が悪く底部の調整は窓えないが、9は最終的に全面ロクロナデを施している。10・11は高台付きの皿となる。11は完形で、体部に屈曲を持って立ち上がっている。

高台皿

高台壺

高台

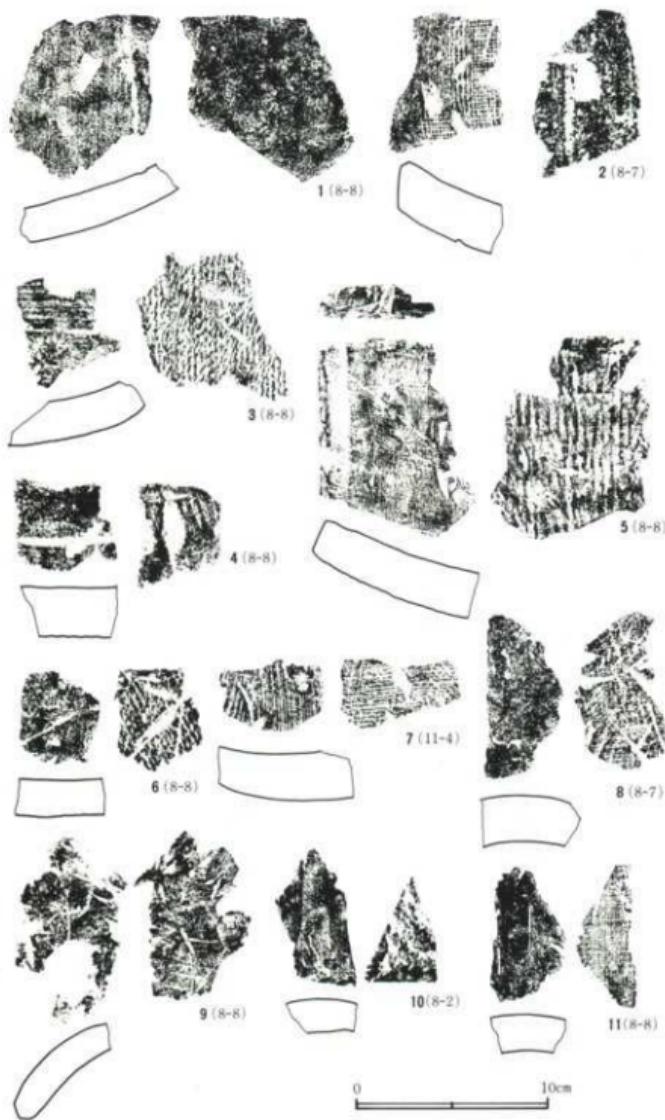
壺

壺蓋

蓋

10は少しおかしいが、底部は最終的に回転ヘラ削りで、高台接合時に周縁にヨコナデを施す。内面はあまり深くなく、約1cmである。調整はヘラ磨きを行うが、磨きの単位が見えないまで丁寧に行っている。なお、高台内側に「依」の墨書があるが、肉眼では見えにくい。ロクロ回転方向は右である。なお、10は内黒処理がなされる。12・17は須恵器の高台壺である。いずれも高台部分が僅かに遺存するだけであるが、体部の形状は三者三様となる。12は椀に近い器形を呈し、体部は屈曲を持たずにやや内湾して立ち上がる。体部外面にヘラ削りではなく、切り離しもヘラ切り無調整で、高台接合後に周縁にナデを行う。内面には薄く自然釉がかかり、明らかに重ね焼きの痕跡を窓うことができる。なお、高台端部には初痕が残る。胎土には僅かに長石粒を含むが、砂粒の混入が非常に多い。18は盤である。17に比べて高台径が大きく、体部の立ち上がりよりもより明瞭な稜を形成している。体部下端にヘラ削りは施されず、底部は切り離し後全面に回転ヘラ削りを行う。高台は18がよりしっかりしているが、相対的には低いものである。胎土はともに細砂粒を含み、18にはかなり厚く自然釉がかかっている。13・14は須恵器の平底の壺で、底部だけが僅かに遺存している。体部は同じような角度で開くが、14には体部下端にヘラ削りが施されない。しかし、底部の調整は共通しており、ヘラ切り後全面一定方向にヘラで削っている。なお、身込みの部分はともに強く調整されている。胎土は微細な雲母粒・長石粒を若干混入している。

15・16は壺蓋である。15のつまみは偏平で中央が高く、かなり厚く自然釉がかかっている。16は口径22.8cmを測る大形の製品で、天井部も以外と高い。内外面とも強い調整が行われ凹凸を有するが、端部近くで僅かに肥厚している。また、端部に屈曲ではなく、天井部から直線的に口縁部に至る。ロクロ回転方向は右である。19～21は土師器の蓋である。19は口縁部にコ字形に近い成形を行うが、器厚は決して薄くはない。胸



第16图 瓦拓影图

部の調整は外面が剥離して明らかではないが横位のヘラ削りのよう、内面は横位ヘラナデである。胎土には長石粒を多く含むが焼成は比較的良好である。20は割と短く外反する口縁部を持ち、胴部外面は縦位のヘラ削り、内面は横位のヘラナデを施す。なお、20はSB-3より新しい構造であるSK-3の覆土から出土している。SK-3に直接伴うものではないが、一応参考としたい。

2 瓦 (第16図、図版12)

今回の調査でも少ないながら瓦が出土している。残念ながら鏡瓦等の軒瓦は含まれておらず、遺存状態の良い平瓦7点(1~7)、丸瓦4点(8~12)を図示した。

平瓦

平瓦の調整は粗密はあるものの纏きが圧倒的に多く、凸面にヘラ削りを施すものは少ない。但し、1のように凹面にヘラ削りを施すものがあり、布の合わせ目だけが深く残っている。ちなみに凸面は平滑にナデている。分割後の細部調整はあまり手の込んだものではなく、2・4のように複雑な面は構成しない。丸瓦は量的に少なく、遺存状態も概して良くない。凸面は例外なくヘラで削っており、11は凹面も部分的に削っている。焼成は12を除いて酸化焰焼成で、胎土は非常に多くの雲母粒を含むものと、含まないものの2者に分けることができる。

丸瓦

3 古墳時代の土器 (第17図、図版11)

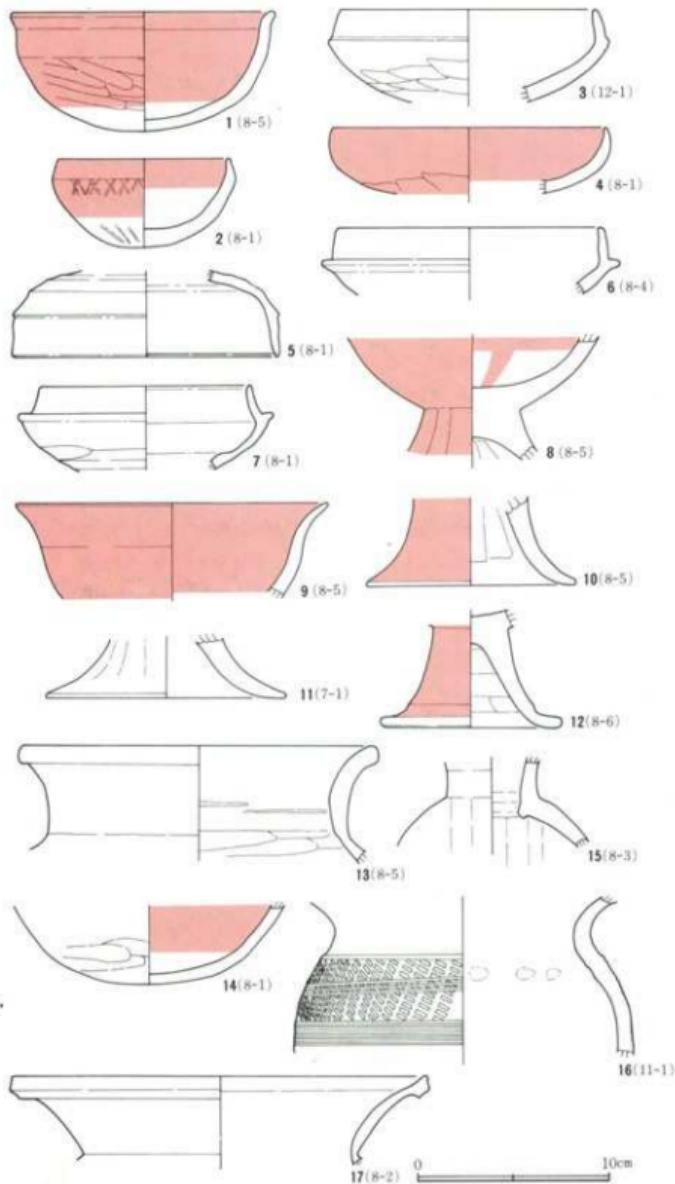
古墳時代の土器は量的に非常に多く、各地点で出土したが、やはり8地点が主体となり、奈良・平安時代の土器量を凌いでいる。個別に見ると8地点の竪穴住居跡に伴うものもあり、具体的に竪穴住居跡の時期を示す資料である。

椀

1・14は土師器の椀である。1は完形で8地点SI-3の確認面で出土した。体部は半月形を呈し、僅かに外反する口縁部を持つ。調整は口縁部をヨコナデで整え、外面は横位のヘラ削り後ナデを施す。内面も平滑にナデるが、底面にヘラ削り様の砂粒の動きが観察できる。胎土には微細な雲母粒を僅かに含み、また内外面とも底部を除いて赤彩が施されている。14もほぼ同様の器形・調整で、内面底部を除いて赤彩を施す。

环

2~4は土師器の环である。2は非常に小形の製品で身も深く、あるいは椀の範疇に含めた方がよいかもしれない。口縁部は内傾しヨコナデで整えるが、外面に横位のヘラ磨きを行う。体部は粗雑なヘラ削りの上を平滑にナデ、上半に格子状、下半は放射状のヘラ磨きを行う。底部は器形として殆ど丸底であるが、一応底部と目される範囲のヘラ削りは方向を変えている。3は須恵器模倣环で12地点で出土したものである。口縁部はあまり強く内傾せず、ヨコナデ後内外面とも横位にヘラ磨きを行う。体部はヘラ削り後の調整はなく、内面は上部を横位、底面で放射状の細かいヘラ磨きを施している。胎土は極めて微細な雲母粒を少量含むが、その他に目立った混和剤はない。4は丸底の环で、口縁部が僅かに内傾している。ヨコナデは内面に限ってかなり下位まで届き、外面はヘラ削り後ナデを行う。焼成が悪いため質感は異なるが、胎土は3と酷似する。なお、内外面とも赤彩を施す。5~7は須恵器蓋环の蓋及び身である。



第17図 古墳時代の土器

坏 蓋	5は蓋で口縁部内側に沈線様のかすかな段を残している。稜は著しく退化し、ロクロ調整時に表現している。天井部は回転ヘラ削りで、稜に近い位置まで施され、ロクロ回転方向は右である。胎土には長石粒を多く含み、焼成は不良とは言わないまでも決して良くはない。6は身で立ち上がりは7より立つが高さはほぼ同じで、やはり端部は方形に近いが丸く納める。7と比較して厚い作りで、内面も立ち上がりとの境が明瞭ではない。受部は水平に付くがシャープさはなく、時期的にあまり大きな開きはないようである。胎土には僅かに長石粒を含むが目立った混和材はなく、焼成もよい。
坏 身	7も身でやや小振りの製品である。立ち上がりは内傾し、端部も丸く納める。受部内側は明瞭な屈曲をもって立ち上がり、受部はやや上方に向く、比較的薄い作りである。底部はかなり上位まで回転ヘラ削りが施され、ロクロ回転方向は右である。胎土には長石粒及び黒色のスコリアを若干含み、焼成は良好である。8~12は土師器の高坏である。8は接合部の破片である。坏部は大きく湾曲して立ち上がり、恐らく9に近い形状となろう。但し、脚部は接合部からじきに開いており、あまり高さを持つものではない。調整は坏部外面にヘラ削り後ナデを施し、底面にも砂粒の動きが観察できる。脚部は外面を縦位にヘラで削っており、内面は横位に削っている。器面には赤彩が施され、遺存部分を見る限り外面は全面で、内面は口縁部の全周と中央に1条の①状になる。胎土は石英粒・長石粒を多く含み、焼成は概ね良好である。9は全体に丸みを持つ坏部で、口縁部が大きく外反している。口縁部はヨコナデで整え、目立った稜は形成せず、坏部もヘラ削りをすべてナデで消している。胎土には微細な長石粒を多く含むが、雲母粒も僅かに含み、焼成は良好である。なお、内外面とも赤彩が施されている。10~12は脚裾部の破片で、細部に違いは見られるが基本的には8と同様あまり高さを持たないものである。脚柱部の調整はいずれも縦位のヘラ削りで、10・12は再度ナデを行い、ヘラ削りを殆ど消している。裾部はヨコナデで12が稜をもち、11・12のヨコナデは内面に及んでいない。脚柱部内面は共通して横位にヘラで削っている。
壺	胎土は12が8と酷似するが、10・11はともに長石粒が目立つ。なお、10・12は外面に赤彩を施している。13は土師器壺である。口縁部はあまり開かないが湾曲は大きく、端部が著しく肥厚する。胴部は残されていないが口縁部から大きく広がり、球形に近くなると想像できる。調整は口縁部が粗雑なヨコナデで、胴部内面は入念にヘラで削っている。胎土は微細な長石粒とともに灰色のスコリアを多く含む。15は須恵器のフラスコ形瓶である。あまり大きく遺存していないが比較的小形の製品で、体部も平滑に仕上げられている。胎土には砂粒を多く含むが、その他に目立った混和材はなく、焼成もよい。なお、外面に淡緑色の自然釉が薄くかかる。16は須恵器の広口壺である。肩部が約%遺存しており、口縁部は急激に外反する。胴部は球形に近く、肩部に低平な隆帯区画の文様帶を配し、刷毛状工具を連続して刺突する。なお、文様帶下部には数条のかき目が施される。内面はロクロナデを平滑に行うが、刺突に伴って指頭でおさえられた痕跡がほぼ等間隔に残される。胎土は長石粒を僅かに含み、焼成は良好である。肩部及び口縁部内面は釉の泡立ちが激しく、非常に汚い。17は須恵器の壺である。推
フラスコ瓶	
広口壺	
壺	

定口径21.5cmを測る中形の製品で、比較的薄く仕上げられている。口縁部はく字状を呈して外反し、タガ状の稜を形成し、内面はそれに合わせて端部が若干内湾気味となる。ロクロナデは使用した当物が粗いため、外面はかき目状の痕跡が残される。胎土は精緻で焼成もよく、断面はセビア色を呈する。なお、内外面とも釉の泡立ちが実際に著しい。

4 塗輪 (第18図、図版13)

今回の調査では7地点でかなり多くの塗輪が出土した。すべて円筒塗輪で、基本的に龍角寺112号墳に伴うものである。突帯は山形となり低平で、基底部もあまり大きくなない。基底部は1点だけで、推定11cm程度の径である。内面は積み上げ痕がかなり明瞭に残され、刷毛目は施されていない。全体の構成は明らかではないが、図示した口縁部は凡そ同程度の角度で開き、端部の調整も細部に違いはあるものの、僅かに外方へ張り出すように納めている。突帯の状態からみて恐らく3条を基本とするものと考えられ、透孔は中位2段に2箇所ずつ合計4箇所が設けられていたであろう。刷毛目は外面を絶て縦位に、内面は口縁部近くに横位に施され、最後に突帯が付けられる。内面は非常に凹凸が激しいナデで、上位にいくらか横方向の調整が見られるが、ほとんどの部分は縦位に行っている。胎土は以下の3種に区分することができる。最も精緻なのは6で微細な雲母粒をごく少量含むものの、その他に目立った混和材がないものである。しかし、ここで主体となるのは黒色の雲母粒を含むもので、雲母粒の量の違いにより2分できる。雲母粒の量的な違いは一見して分かるほどであるが、特異な例として、8は基本的に6と同様微細な雲母粒をごく少量含むもので、完成後口縁部に補修をし、その際に使用した胎土に非常に多くの黒色の雲母粒を含んでいる。すなわち、製作時と補修時の胎土が大きく異なる例である。焼成は酸化焰焼成で、断面が灰色を呈するものもあり、11は還元焰焼成にかなり近い。

基底部
口縁部

胎 土
燒 成

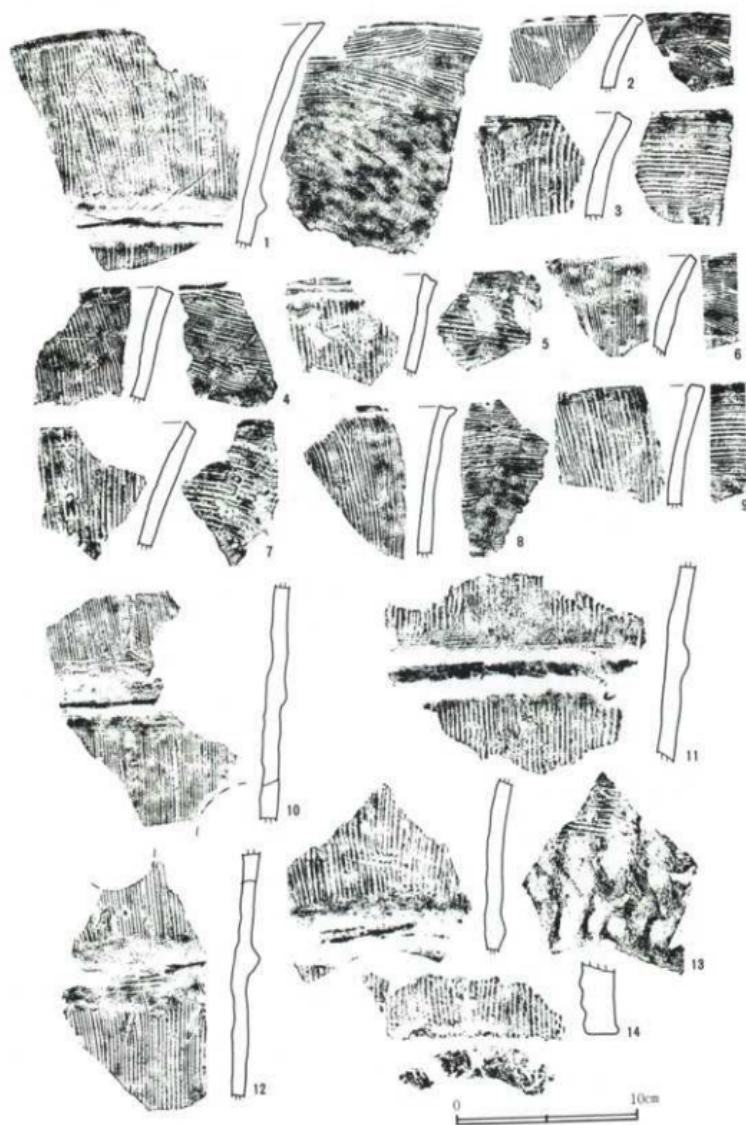
5 他の土器 (第19図、図版14)

余録となるが、古墳時代から奈良・平安時代に属さない土器を一括した。1・2は縄文土器である。とくに今回の調査では11・12地点から縄文土器の出土が多く、図示しなかったのが11地点では晩期末のものも含まれる。1は小形の浅鉢形を呈し、丸底となる。後期末の特徴的な土器で、口唇部は徐々に肥厚し、内面は粗雑な調整である。文様帶は原体R [L] の縄文を施した後に上下2条ずつの沈線で区画するが、沈線の施文も非常に粗雑である。底部もヘラ状工具で調整するが、かなり凹凸が残り、文様帶に接する付近を磨いている。胎土は微細な雲母粒及び砂粒を多く含み、焼成前に口縁部にヒビが入っている。2もほぼ同時期と考えられる小形の浅鉢形土器である。体部は

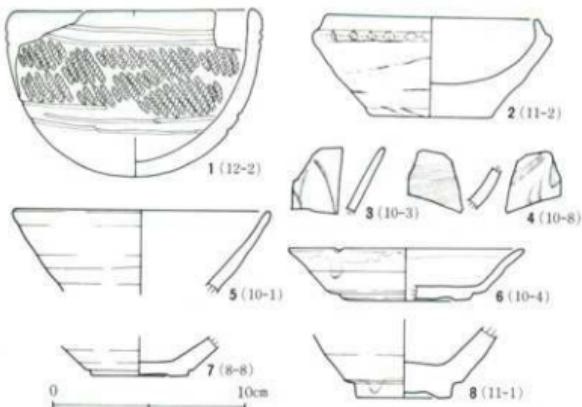
縄文土器

* 7地点に隣接する龍角寺8号墳も現在までに塗輪の存在が知られていないが、全く可能性が否定されたわけではない。(千葉県教育文化課「竜角寺古墳群測量調査報告書」1982)

** 晩期末の土器は既に大畠I-2遺跡で報告されている。また、県道部分でも後期の加曾利B式土器が報告されている。



第18图 墓室拓片图



第19図 その他の時期の土器

直線的に開き、低平な隆帯状の区画をもって口縁部を内傾させる。隆帯は不規則な指頭押圧があり、隆帶上端から口縁部に限って丁寧な作りとなる。体部外面には接合痕が明瞭に残され、ほとんど調整が行われず底部もかなり厚い。底部には2方向の木葉痕が観察でき、調整時に置き直しをしている。胎土は細砂粒を多く含み、焼成はあまり良くない。

3～8は中世の陶磁器類である。3・4は青磁の細片である。陶土・色調とも似ており、具体的ではないが中国本土でもやや南方の窯の製品の可能性が高いという。3は凹凸の少ない花弁を描き、4は外面にかき目、内面にヘラ書きの文様を描く。5～7は灰釉の碗と皿である。陶土は4が若干粗く、3点ともそれぞれ同一とは言えず、微妙に異なる。釉はいずれも漬け掛けで、4は内外面とも口縁部だけとなる。6・7の高台は削り出しで、6は体部の半分以上にヘラ削りを行い、ロクロ回転方向は右である。いずれも美濃系であろう。8は天目である。他に細片もあるが、釉の掛け具合は最低である。しかし陶土は精緻で、淡白色を呈する。高台はやはり削り出しで、ロクロ回転方向も右である。

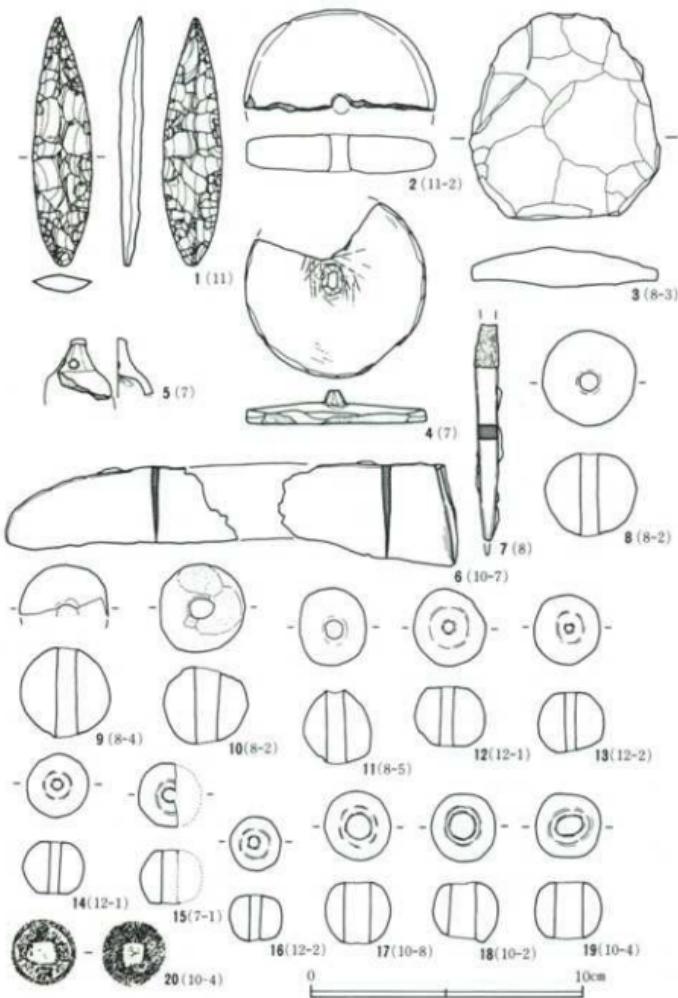
中世陶磁

6 その他の遺物

以上述べてきた以外にとくに紹介すべき遺物を一括した。1は尖頭器で11地点から出土したものである。前述したように11地点では近年天地返しが行われており、それに伴って浮上してきたと思われる。先端部分を僅かに欠損するがほぼ完形で、縦断面から分かるように先端が微妙に湾曲する。調整は先端部及び基部を除くと、表裏とも

尖頭器

* 柴田龍司氏の御教示による。



第20図 その他の遺物

右側縁がより細かく、細部調整時に製品の向きが製作者に対してほぼ一定であったことを物語る。現存長8.9cm、最大幅2.1cm、厚さ8mm、重量10.4gとなる。石材は頁岩である。2は繩文期の土製有孔円盤の可能性もあるが、胎土等から見て紡錘車であろう。孔は中央に1箇所で、径6.5mmを測る。周縁部の調整は粗雑で、焼成後に成形を行った部分もある。約1/2が欠損し、現存で重量は35.3gを量る。3・4は滑石製の石製模造品で、4は龍角寺112号墳周溝上面から出土している。4は鏡で3も恐らく鏡の未製品と考えられる。4の鏡面は平坦となり、背面は鉢に向かって徐々に高くなる。鉢の周囲には調整痕が残され、面取りして鉢を表現する。鉢を含めた厚さは1.14cmを測り、3の未製品も1.38cmと形状・厚みとも充分である。5は孔が遺存しておらず断言はできないが、土製の鉢の可能性が考えられる。鉢は単につまみ上げただけで基部に孔が貫通する。丸を封じ込めるもので内径は1.8cm前後を測り、内面は横位にナデている。胎土は精緻で還元焰焼成である。土製鉢の出土例はあまり多くなく、木葉下C-5号窯・福島県広網遺跡で見ることができる。木葉下窯の製品はやや鉢が長く、孔が鉢の先端にあり、また広網遺跡では鉢が短い。広網遺跡でも土師器の焼成坑並びに須恵器窯が存在し、ともに須恵器生産という共通点がある。また、時期的にも8~9世紀に納まるものである。6・7は鉄製品で6は鎌、7は鉄鎌となる。鎌は刃部中央が欠損するが、度重なる研ぎ直しのためか刃部がかなり減っている。重量は59.7gを量る。鉄鎌は茎部の破片で刃部の形態は不明である。茎部の断面は方形で、刃部に近い位置に木質が遺存する。重量は10.4gを量る。8~19は土玉である。県道部分の調査で土玉の出土量が多いと指摘されており、今回の調査でも12点出土している。細かい記述は行わないが、8~16は一般的な土玉の概念に納まるのに対し、17~19は非常に異質である。3点とも10地点で出土したものであり、大きな特徴として孔が異常に大きく、所謂土玉が3~7mmであるのに対し3点とも10mm前後を測る。また胎土が精緻で焼成もよく、外面が実に平滑となる。さらに孔周囲が著しく摩滅しており、互いに接して紐で繋がれたようである。類例を知らないが、数珠の可能性が考えられる。20は10地点で出土した皇宋通宝である。腐蝕が進み、字体までは明らかにできない。

* 茨城県教育文化財団 「茨城県教育文化財文化財調査報告書」第21・26集 1984

** 栃木県立博物館 「ほりだされた下野の古代」1986

表3 土器観察表

奈良・平安時代の土器

No	器種	口径	器高	底径	調整	胎土	焼成	色調	備考
1	壺	13.8	2.8	—	内面ヘラ磨き	砂粒多い	不良	橙色	
2	壺	14.0	5.0	6.2	底部全面ヘラ削り	砂粒多い	良好	褐色	「厨」の墨書
3	壺	11.8	4.4	5.2	底部全面ヘラ削り	砂粒	良好	暗黄褐色	
4	壺	—	—	6.4	回転糸切り無調整	砂粒	良好	褐色	
5	壺	17.2	—	—	内面ヘラ磨き	雲母粒	良好	明褐色	墨書あり
6	高台壺	—	—	—	内面ヘラ磨き	長石粒多い	不良	赤褐色	
7	高台壺	—	—	—	ヘラ切り無調整	石英粒雲母粒	良好	黃褐色	
8	高台壺	—	—	—	体部下端回転ヘラ削り	石英粒	不良	黃褐色	
9	高台壺	—	—	—	底部回転ヘラ削り	長石粒	良好	褐色	
10	高台皿	—	—	5.2	内面ヘラ磨き	微細な雲母粒	良好	褐色	内黒処理
11	高台皿	13.8	2.9	7.9	内面ヘラ磨き	石英粒	良好	明褐色	「依」の墨書
12	高台壺	—	—	7.7	高台擦痕あり	砂粒・石英粒	良好	灰色	
13	壺	—	—	7.6	ヘラ切り後全面ヘラ削り	雲母粒	良好	灰色	
14	壺	—	—	8.1	底部全面ヘラ削り	大粒の石英粒	良好	青灰色	
15	壺蓋	—	—	—	つまみは高い	精緻	良好	灰白色	
16	壺蓋	22.8	—	—	ロクロナデ明瞭	微細な長石粒	良好	青灰色	
17	高台壺	—	—	11.3	底部回転ヘラ削り	砂粒多い	良好	暗褐色	
18	高台壺	—	—	16.2	底部回転ヘラ削り	精緻	良好	褐色	
19	甕	11.2	—	—	胴部ナデ	長石粒多い	良好	暗褐色	
20	甕	14.0	—	—	胴部継位ヘラ削り	細砂粒	不良	赤褐色	
21	甕	—	—	—	胴部横位ヘラ削り	長石粒	不良	赤褐色	

古墳時代の土器

No	器種	口径	器高	底径	調整	胎土	焼成	色調	備考
1	壺	13.8	6.2	—	体部ヘラ削り	礫	良好	黄褐色	赤彩
2	壺	8.9	4.6	—	外面ヘラ磨き	砂粒	良好	褐色	赤彩
3	壺	13.3	—	—		砂粒	良好	褐色	
4	壺	14.3	—	—		砂粒	不良	赤褐色	赤彩
5	壺蓋	13.9	—	—	ヘラ切り後回転ヘラ削り	長石粒	良好	灰色	
6	壺身	13.7	—	—		微細な長石粒	良好	灰黑色	
7	壺身	10.9	—	—	ヘラ切り後回転ヘラ削り	長石粒	良好	灰色	
8	高壺	—	—	—	壺部ヘラ削り後ナデ	長石粒	良好	褐色	赤彩
9	高壺	16.2	—	—	壺部ヘラ削り後ナデ	微細な長石粒	良好	赤褐色	赤彩
10	高壺	—	—	10.9	内部横位ヘラ削り	長石粒多い	不良	乳橙色	赤彩

No	器種	口径	器高	底径	調 整	胎 土	焼成	色 調	備 考
11	高杯	12.5	—	—	外面縦位ヘラ削り	長石粒多い	良好	褐色	
12	高杯	9.5	—	—	内面横位ヘラ削り	微細な長石粒	不良	赤褐色	赤彩
13	甕	18.4	—	—	胴部内面ヘラ削り	長石粒多い	良好	褐色	
14	甕	—	—	—		砂粒	良好	暗褐色	
15	プラスコ瓶	—	—	—		砂粒	良好	灰色	
16	広口壺	—	—	—	刷毛状工具を刺突	細砂粒	良好	黑灰色	
17	甕	21.5	—	—	断面セビア色	精緻	良好	灰色	

その他の土器

No	器種	口径	器高	底径	調 整	胎 土	焼成	色 調	備 考
1	浅鉢	12.4	8.5	—	縄文原体R-L	砂粒多い	不良	暗褐色	縄文土器
2	浅鉢	11.0	5.1	6.3	底部木葉痕	細砂粒	不良	黑色	縄文土器
3	碗	—	—	—			良好	淡綠色	青磁
4	碗	—	—	—			良好	淡綠色	青磁
5	碗	13.1	—	—		精緻	良好	灰白色	灰釉
6	皿	12.2	2.7	6.6	削り出し高台	砂粒	良好	灰白色	灰釉
7	碗	—	—	5.0	削り出し高台		良好	淡白色	天目
8	碗	—	—	4.9	削り出し高台	精緻	良好	灰白色	天目

表4 土玉計測表

番号	出土地点	遺存度(%)	長径(cm)	短径(cm)	孔径(cm)	重量(g)	胎 土	焼成
8	8-2	100	3.4	3.4	0.7	33.0	砂粒含む	良好
9	8-4	75	3.3	3.3	0.6		やや粗い	良好
10	8-2	100	3.2	3.1	0.6	24.5	砂粒含む	良好
11	8-5	100	2.8	2.5	0.5	17.0	砂粒多く含む	良好
12	12-1	100	2.8	2.5	0.4	15.0	砂粒多く含む	良好
13	12-2	80	2.6	2.4	0.3		砂粒含む	良好
14	12-1	100	2.3	2.3	0.3	9.0	砂粒含む	良好
15	7-1	50	2.3	2.3	0.5		砂粒含む	良好
16	12-2	90	1.9	1.9	0.4	6.0	砂粒含む	良好
17	10-8	100	2.5	2.5	1.0	10.5	精緻	良好
18	10-2	100	2.4	2.3	1.0	9.5	精緻	良好
19	10-4	100	2.4	2.2	1.0	10.0	精緻	良好

V まとめ

1 調査について

* 昭和61年度に
鶴印施都市文化
財センターが調
査を行い、現在
整理事業中であ
る。

大畠 I 遺跡に関する調査は、埴生郡衙跡推定地としての口火を切った県道部分の調査から始まり、大畠 I -2 遺跡、そして昨年度と今年度の郡衙跡としての確認調査がある。周辺地域も隣接する大畠 II・III 遺跡、向台遺跡、酒直遺跡、龍角寺ドライブイン予定地の調査が行われ、面積的にもこの地域の歴史的性質を窺うには充分なものとなっている。大畠 I 遺跡だけをとっても調査面積は合計 8600m² を超え、そこから検出できた遺構は掘立柱建物跡 90 棟以上、竪穴住居跡 130 軒、井戸跡 4 基を数え、その他にも溝状遺構、古墳等を上げることができる。これまでの調査に関わる具体的な内容は、それぞれの報文を参照していただきたいが、時代を追って概ね次のような変遷を辿ることができる。

*** 先行する和
泉期の遺跡は古
墳群北側の前畠
II 遺跡などがあ
る

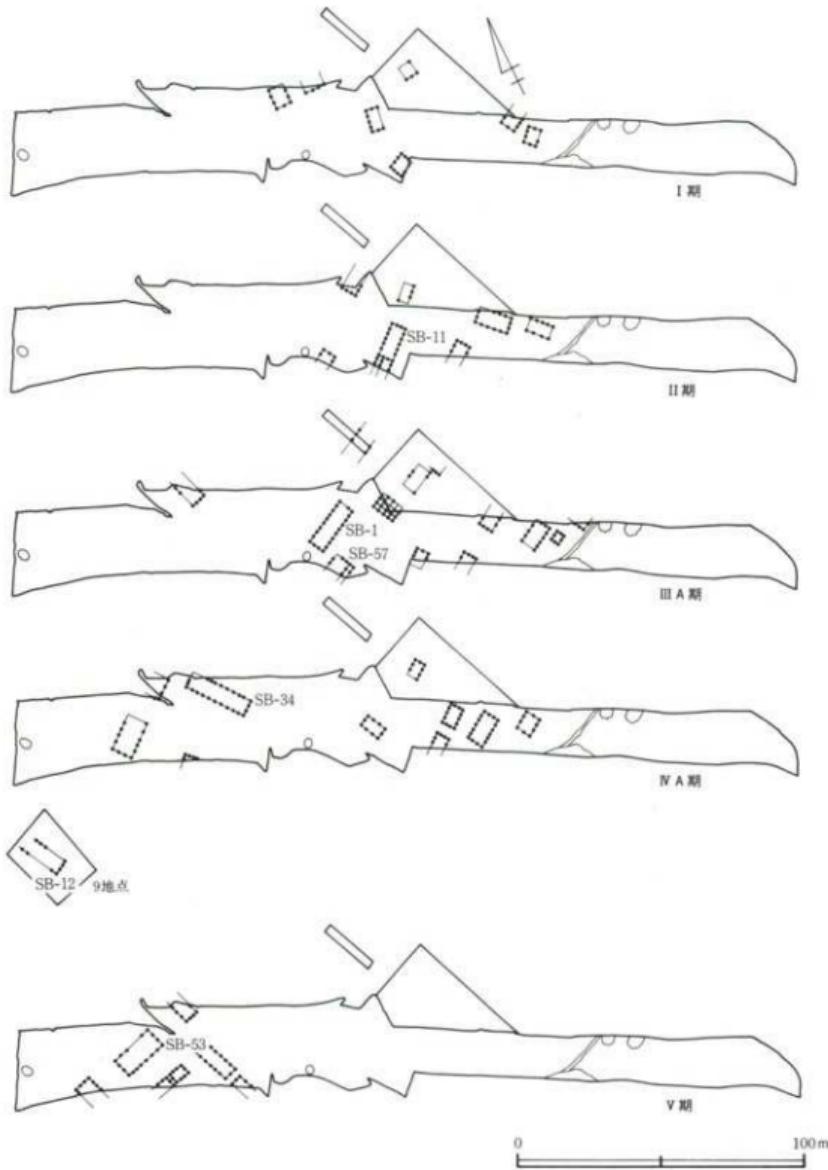
地理的には龍角寺古墳群の西側に隣接するこの地域は、龍角寺古墳群が築造され始めるのとほぼ時を一にして居住域として選定される。その後 7 世紀後半から 8 世紀初頭にかけて、それまで竪穴住居跡が構築されていた居住域の一帯に掘立柱建物群が出現する。基本的に掘立柱建物は竪穴住居跡と混在することなく、この範囲は 8 世紀末に至るまで掘立柱建物群が林立している。掘立柱建物群の外側にはその後も連続と竪穴住居が構築されるが、現在のところ両者を区画するような施設は明確になっていない。なお、この間に龍角寺の造営も行われている。

*** 常陸国風
土記行方郡条に
ある「郡側居邑」
のごとき景観で
あろうか

さて、今年度の調査は付図に示したように 6 地点計 800m² を実施した。各地点の展望及び成果は既に述べてきたとおりである。ここで新たに指摘できるのは 10 地点において掘立柱建物跡が存在しなかったことである。これにより本遺跡の掘立柱建物群の北東側の限界が決定されたわけで、その範囲は当初の予想を大きく裏切るものではなかった。その他には、昨年度調査を行ったトレンチ 3 に接して調査した 9 地点で長大な建物跡が検出でき、V 期を構成する建物群がかなり西側にまで及んでいたことが分かる。また、8 地点は III 期の主要な建物群を含む一角であり、県道部分を中心とする III 期の建物構成がある程度明らかにできた。このことについては後述することとし、本章ではこれらの成果から読み取ることのできる大畠 I 遺跡の社会的性質、即ち郡衙跡として捉えることの適否について述べてみたい。

まず、昨年度も述べたとおりであるが、本遺跡における掘立柱建物群の特徴についてその概略を以下に箇条書きとする。

- 時期を追って建物群の中心が東から西へ移動し、各時期を通じた規格性がない。
- 各建物は、東・西・南・北の方位に対し概ね 40° ~ 50° 振っている。
- 各時期の建物群はおよそ方半町に納まる。
- 柱間寸法は 6 尺を標準とする建物が多いが、7・8 尺の建物もある。
- 掘方はほとんどが 1m 前後の方形を呈する。



第21図 時期別建物配置図

2 建物の配置と比較

*同じ時期とした建物の重複例もある

ここでは県道部分の報告に基づいた5期の区分に従って建物を考えてみたい。既に述べてきたように、時期を追って建物群がその中心を徐々に西へ移動していることが分かる。さてここでI期を除いたII～V期には、桁行長が10mを超す長大な建物がそれぞれ含まれており、これらの建物を各期の中心的な建物として捉えることができる。I期については未調査部分に存在する可能性もあるが、県道部分での建物密度も低く、据立柱建物群として持つ機能が充分に満たされる途上にあったと理解できる。また、IV・V期については具体的に建物を上げることはできないが、それぞれ県道部分のSB-34・SB-53付近が同様の機能を果たしていたと考えられる。

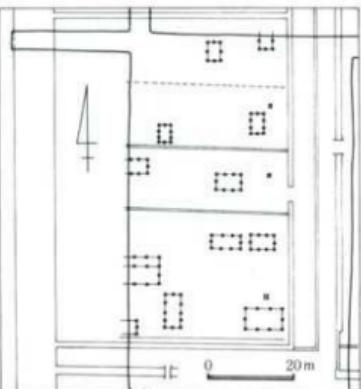
まず、III期についてみていただきたい。III期はこれまでの調査で主要な部分を構成する建物はかなり把握できていると考えられ、県道部分のSB-1(9間×3間)を主屋とし、その手前(南東側)に当面廂を持つ副屋(SB-57)と倉庫(SB-28)、さらに手前に前者と比べて明らかに小規模な数棟の建物がある。また、時期的に若干疑問もあるが、主屋の南脇に素掘りの井戸もある。これらの建物は僅かに方向が振るものもあるが、少なくともSB-1周辺では柱筋、隣棟間隔にも規格性を窺うことができる。建物の配置は恐らく左右対称にはならないと思われ、方向も略東西棟が主体的である。このような建物配置は小笠原好彦氏が言うところのDに相当し、城陽市正道遺跡下層の建物配置によく似ている。時期的には本遺跡より明らかに古く位置づけられるもので、その他の類例としても大阪府大園D遺跡など6世紀から7世紀代の例が中心となる。黒崎直氏はこのような建物配置に対して雁行型という設定を行い、その特徴として組み合う建物の規模が等しく、倉庫を伴うことが多いと指摘している。しかし、基本的に構成する建物数が少なく、建物の床面積も2棟の合計が40～60m²という小規模なものである。本遺跡の場合SB-1の床面積だけでも約100m²となり、また付随する建物も多くにのぼる。そういう点では非常に短絡的かもしれないが、平城京左京八条三坊九坪・十坪III期の建物構成は期待を膨らませるものである。いずれにしても後述するIV・V期の建物群にL字型の配置を窺うことができ、それに先行する時期としては充分な内容と言えよう。黒崎氏が指摘するように、あまり複雑化しない段階での住居形態として捉えることに無理

★★「古代豪族の居宅類型」
1984

★★★城陽市教委「正道遺跡調査概報」1973

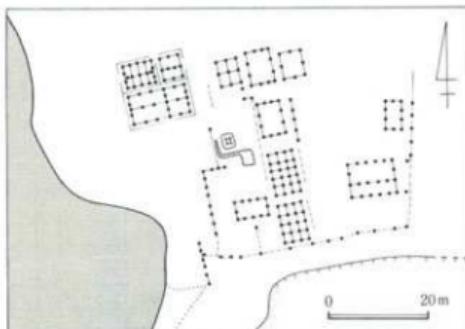
★★★★「平城京における居宅の構造」1984

★★★★★奈文研「平城京左京八条三坊発掘調査概報」1976



第22図 平城京左京八条三坊の建物

はないと思う。IV・V期はIII期ほど明確に建物の配置を捉えることはできないが、県道部分の西端にSB-34、また9地点のSB-12のような長大な建物が位置し、主屋を中心とする一角が面積的に拡大したのではないかと思われる。そのひとつとして先に上げた長大な建



第23図 御子ヶ谷遺跡II-b期の建物

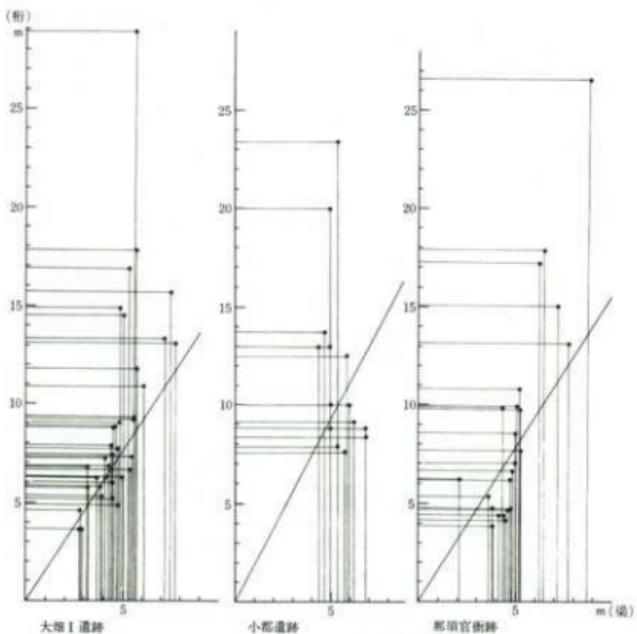
物は略南北棟となり、これによりIV・V期は東西棟・南北棟の2方向の建物から構成され、所謂L字形の配置をとる。これらが左右対称配置となる可能性は低いが、明らかに中心的な部分（城）を視覚で捉えることが可能な配置である。III期についても規模は小さいながら同様な範囲が存在し、未だ中心域が確定できていないII期とは区別できる。このように建物群の中に中心的な範囲を設定できるということは、本遺跡の掘立柱建物群を考えるうえで大きな特徴として看過できないものである。III期の東西棟主体の建物配置が、南北棟・東西棟の2方向を持つ建物群へ変化する状況は、中心部分の機能的充実・複雑化の様相を如実に表しているのではないだろうか。

さて、もう一度III期の建物に話を戻すが、III期の建物群の構成は前述したように主屋・副屋・倉庫・雜舎、それに井戸が加わったものである。先に上げた平城京左京八条三坊では純柱構造となる倉庫が存在しないが、基本的のセットとしては大きな違いを見せない。同様に考えられるのは赤堀茶臼山古墳の家形埴輪である。後藤守一氏をはじめいくつかの復原案が示されているが、埴輪の形状から後藤氏が述べたように主屋・住居・倉・納屋の機能が当てはまるようである。これらの建物が集合して建物群としての機能を果たしていたとするならば、これらをセットとして捉えることが可能ではないだろうか。言うまでもなく、赤堀茶臼山古墳の家形埴輪の内容は、豪族の居住の在り方を示すものであり、住居として必要な機能を具備したものである。同様な建物のセットを示す例としては静岡県御子ヶ谷遺跡を上げることができる。御子ヶ谷遺跡は周知のとおり駿河国志太郡衙跡として評価されているが、とくにII-b期とされる時期ではL字形の建物配置をとり、構成する建物は主屋・比較的大形の有廂建物・純柱構造の倉庫様の建物・その他の建物・井戸からなる。やはり左右対称配置はとらないが、設計段階で建物群全域に及ぶ規格性が持たれている。御子ヶ谷遺跡が郡衙としての評価を得たのは、そこから出土した文字資料によるところが大きいが、郡域内において伝統的に優勢な勢力を持ち、代表者としての地位を占めてきた有力氏族の本拠地であったという指摘もされている。確かに視覚的には豪族居宅と区別しにくい構

*「上野国佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳」1933

**「日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書 III」
1981

***「山中敏史
『評・郡衙の成とその意義』1983



第24図 建物規模の比較

造を持つ郡衙跡もあり、山中敏史氏は郡庁プランと豪族居宅中心部との対比だけから論ずるべきではなく、両者の全体的構造や規模、郡衙成立における前身遺構との関係など、総合的な検討が必要だとしている。

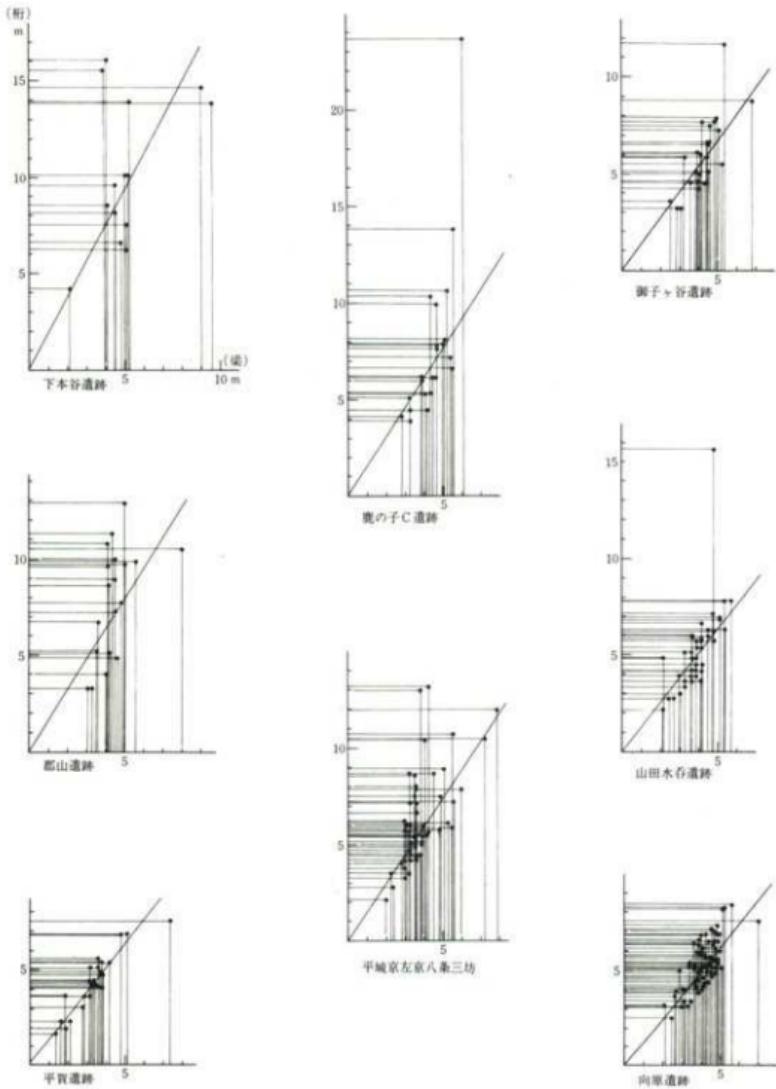
*「遺跡からみた
郡衙の構造」
1984

もう一度建物に話を戻すが。所謂農村的な要素を排除し、住居として持つ機能を考えた場合、建物配置の個別の相違に関わらず各建物が負う役割は居宅としての付加価値を除いてある程度限定されてくる。黒崎直氏も例に上げた史料であるが、「家屋資材譜反解案」の内容も平城京内の宅地では「板敷屋」・「板屋」・「板倉」・「朋家」なる建物から構成されていたとする一つの例を示し、居宅としては基本的な在り方ではないだろうか。決定的な裏付けを欠くが、本遺跡のIII期の建物に対してこのような機能を当てはめることに無理はないと思う。

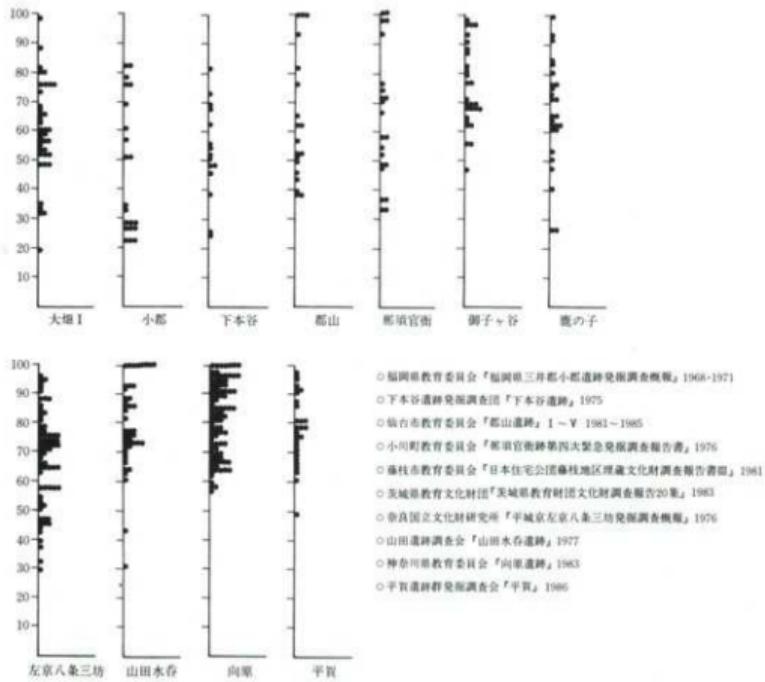
* * * 「唐招提寺
史料一」 ただし、例文として解釈されている。

そこで建物の規模についてみてみたい。本遺跡の建物について第25図に示したが、参考までに他の郡衙跡や集落についても掲載した。残念ながら居宅については先の平城京左京八条三坊九坪・十坪を示しただけで、東国においてこれほどの棟数を備えた遺跡が検出できていない。千葉県内においても荻生道遺跡や芳賀輪遺跡など豪族の居宅跡と目される遺跡も発見されているが、荻生道遺跡では2棟、芳賀輪遺跡では最低7棟の建物で構成され、掘方の規模など細かい点についてまで本遺跡の状況とは大きな格差がある。しかし、この2遺跡を含めた居宅跡では比較的多くの遺跡でかなり整

* * * * 千葉市
教委「千葉市芳
賀輪遺跡第7次
発掘調査報告」
1980



第25図 建物規模の比較



第26図 建物の平面形態の比較

った区画施設を持ち、居宅としての一つの特徴を示している。

本遺跡での建物は桁行長10m以下の建物が中心となって構築されているが、桁行長10m以上の建物も数としては少ないながら目立った存在である。この点第26図に示した油作第2遺跡や向原遺跡のような農村的集落とは明確に性格の違いを表している。

*油作第2遺跡では「頭」・「曹司」の墨書きが出土しており、印旛郡内に分置された「館」の可能性もある。

先に上げた平城京内の居宅の例でも同様で、本遺跡についてみた場合、建物の規模からは東国の一豪族の居宅とするには余りあるものである。そこで、建物の平面形態を(梁行長+桁行長×100)という数値で表し、その度数分布図を作成してみた。この図では100に近いほど正方形に近い建物ということであり、第24・25図に掲載した遺跡について行ってみた。郡衙跡では長大な脇殿を含むため異常に低い数値が若干見られるが、このような数値を除外しても(所謂雑合だけを取り上げても)50~60に集中して

いることが窺える。これとは対象的に集落遺跡では70~80という高い値を示す建物が多く、この差は非常に明瞭である。ここで平城京内の居宅や公的性格が予想できる鹿の子C遺跡の示す数値は郡衙跡とかなり近いもので、「60>郡衙」という式はなり立たないものの、その逆の「郡衙<60」という傾向を示している。これはあくまで傾向であるが、大畠遺跡の示す数値が郡衙跡に近いことも注意しておきたい。

3 郡衙跡

ここでもう一度郡衙跡について考えてみたい。郡衙を構成する官舎群は「上野国文替実録帳」の記述から具体的な内容を机上で復原することができる。「実録帳」の記述は「儀制令集解五行条古記」の記載に符合し、建物の構造を別として官舎群の機能面では郡の大小を問わずかなりの規格性が持たれていたようである。このことは郡衙としての機能を完遂するために必要な官舎が用意され、最大の機能である収奪機関としての正倉が冒頭に記されているのもそのためである。「実録帳」の記述によれば「郡庁」・「館」・「厨家」・「正倉」は各建物の具体的な名称を示すものではなく、機能的に分化された官舎群を意味しており、さらにこれらの官舎群を構成する建物が記されている。郡庁を例に上げると「郡庁」・「向屋」・「副屋」・「公文屋」などの名称が見え、基本的な在り方として郡庁4棟、館4館16棟、厨家4棟の24棟をもって完形となる。足利健亮氏も同様の指摘をしているが、館のような画一的記載が実態に即したものか疑わしい。このことは館の機能的問題にも関わり、ここで郡衙の構造まで論じるスペースはない。それでは遺跡に対して郡衙としての評価を与えるためにはいかなる条件が必要となるのであろうか。郡庁構造については坪井清足氏、山中敏史氏、吉田晶氏をはじめ多く論じられている。これらは郡庁構造を類型化し、それぞれに性格付けを試みたものである。坪井氏は国術的な左右対称配置と非対称配置の旧豪族体制型の二類型を上げておられ、吉田氏も「国家権力主導型」・「豪族居宅型」・「前身の官衙の施設の存在」の三類型を上げている。山中氏はこのような差を繰り起的な発展段階として捉えていたこともあるが、その後郡衙創建時から非対称配置をとる例が認められ、部分的に訂正している。しかし、郡庁は豪族居宅や評家とは明確な構造的（内的構造を含む）差異が存在し、豪族居宅→郡衙という変遷は同一線上にありえないとしている。これらの論巧からも分かるように、郡衙の認定は後者、即ち非対称配置の遺跡がネックになっているのである。郡衙としては「実録帳」や「儀制令集解」に上げられた機能を充足することが必要で、非対称配置の郡衙の構造については山中氏の「評・郡衙の成立とその意義」に集約されていると言ってもよい。郡庁構造は国術的な左右対称配置を理想としたかもしれないが、その都自体、あるいは郡領の歴史的・社会的性格によりおのずと制約を受け、時として時期ごとに大きく構造を変える郡衙も存在するのである。

郡庁以外の官舎については構造的に捉えやすい正倉を除くと、あまり具体的な例が示されていない。というのも館・厨についてはよほどの裏付けとなる資料が提示され

*「実録帳」については竹内理三(1951)、前沢和之(1978)などの研究がある。

* * 「古代都市としての郡衙」1976

* * * 「地方官衙と城壁」1974

* * * * 「遺跡からみた郡衙の構造」1984

* * * * * 「日本古代国家成立史論」1973

ない限り、単独で機能を推定することが難しく、郡衙としての総合的な判断を待たなければならぬ場合がある。また、正倉・館については郡庁と接するような位置関係を絶ての郡衙に求めることはできず、郡内に分置されることの可能性も指摘されている。

* 尾崎喜左雄
「館林市誌歴史編」

実際山中氏が指摘するように山田水呑遺跡出土の「山口館」の墨書を分置された館を示すものとして捉えることもできる。本遺跡を郡衙として仮定した場合、まず正倉が除外され、郡庁についても正殿となるべき建物が存在せず、正殿全面に確保される広場も充分なものではない。すると残されるのはこの不透明な館ないし厨ということになる。^{***}

印旛沼北側は於賦駅から相馬郡衙を経て荒海駅へ至る交通路が予想でき、当地は交通の要衝に立地している。さらに、郡域内において中心的勢力を持った氏族

** 木下廣寺もこの沿道にある。の本拠地としての地位を確立し、歴史的にも地理的にも郡衙としての条件は一応満たしている。但し、先行して営まれた堅穴住居を直接この有力氏族へ結び付けるのは危険である。というのは、龍角寺古墳群の被葬者をこの集團に求めることは可能かと思われるが、少なくとも龍角寺との関係が考えられる岩屋古墳を同一線上に置くことに危惧を感じるからである。そのことはさておき、ここでクローズアップされてくるのが「厨」の墨書である。本文でも述べたように厨の墨書の出土例を見ると、官衙ないし寺院との関係が示唆できるが、単純に厨だけをもって性格を決定できないのも事実である。しかし、本遺跡の場合官衙ないし寺院との関係を認めることは妥当であり、龍角寺の存在を忘ることはできないが、状況として官衙との関係を積極的に否定することはできない。「実録帳」の記述によると、厨は「朋家」及び一部の「館」にも存在が知られ、館が一般的に考えられているように郡司四等官の官舎ないし国司等の宿泊施設とすれば必要な機能であったことが理解できる。本遺跡では向台遺跡との間にあたる谷からおびただしい量の土器が出土し、実際に厨としての給食機能を備えていたことを物語るものである。具体的に館ないし厨家に比定できる建物を持つ遺跡は少ないが、御子ヶ谷遺跡II期はこの特徴を端的に表していると思われる。墨書土器の中には「志厨」をはじめ厨の所属を示すものも多く見られ、郡庁（A群）東側に縦列するB群を厨家に当てはめることができる。B群を構成する建物は時期を追って増加傾向にあり、3間×3間の側柱構造の建物とともに縦柱構造の倉庫を伴い、近くに井戸も機能している。また、郡庁と離れたC群はB群と比較して大形の有廂建物であり、山中氏が指摘するように館として捉えたい。山中氏はこの他にも館・厨家に比定できる例を若干上げておられるが、そこに提示された遺構は以下の文章に代表されている「厨家は、井戸をともなったり、水を得やすい場所を占めたりする場合が多かったと推定できる。ただし、館に厨が付属している例も交替帳にみえるので、館と厨家の遺構を峻別することは容易でない。両者の機能的なちがいを考慮すると、館には、厨家より相対的に格の高い建物が當まれる例が多くたと想定できよう。」しかし、これはあくまで郡庁をも含めた場合の相対的比較であり、より実務的な厨に対して規格性を求めるることはできない。ただ、館においてより整備された官舎群が存在したのは事実であろう。本遺跡の建物群について先に中心的範囲及び主屋が存在するという特徴を記し

*** 「遺跡からみた郡衙の構造」1984

たが、このように考えると実務的機能を果たす厨家にとってこのような建物は不要であり、厨としての給食機能を負っていたにもかかわらず、それは郡衙に伴う厨家には該当しないと考える。

ここでいかに館としての期待が膨らんでくるのであるが、館としては先に上げた郡司の官舎ないし宿泊施設、即ちある程度の居住機能を考えなくてはいけない。「実録帳」の記載は館について極めて画一的な表現であり、実態を伴っていない可能性が大きいが、そこに上げられた建物は「宿屋」・「副屋」・「向屋」と「厨家」ないし「厩屋」がある。ここでも厨家という給食機能を備えていた郡衙もあるようだが、厨家(厨院)と比較するほどの内容を備えていたとは思えない。前節で本遺跡が居住機能を優先させていたことが分かり、それゆえに居宅として捉えることに無理はないとした。しかし、この地の特異性なのかもしれないが、建物群の規模は第24・26図に見るように壮大であり、一有力氏族の居宅とするのも疑問視せざるをえない。また、多宇邦雄氏ははらかの形で龍角寺建立にかかわった工人集団の移動の動向を推考するとの考え方を示されているが、龍角寺の創建時期を考えた場合、本遺跡が機能的に充実する8世紀後半世紀とは1世紀近い開きがあり、直接工人集団と関係付けることは避けたい。むろん龍角寺との関係を否定するものではないが、本遺跡に掘立柱建物群が出現する時期は大宝令施行と前後する時期であり、この中に竪穴住居が混在しないことから、かなり強制的な変革があったものと推定できる。それと同時というわけにはいかないが、掘立柱建物群が機能的に充実する時期には比較的整った給食機能を備えていたと思われ、何ら積極的な資料を提示することはできないが、以上の状況から本遺跡は埴生郡衙を構成する「館」が有力視できよう。

*「下總龍角寺
文字瓦考」1985

4 おわりに

館の機能については郡司四等官の官舎、郡司の行政的機能を果たす機能的建物、公用的使吏の宿泊所といった見方がされている。先にも述べたように、この地には交通路を想定することができ、そのことからも条件を満たしていると思う。しかしながら否定的要素がないわけではなく、むしろ重大な側面をもっている。というのは現在までにⅠ期について主屋となるような建物が発見されておらず、館としての機能が求めにくいことがある。これは将来訂正できる可能性もあるが、Ⅰ期に私的な性格を認めた場合、豪族居宅→郡衙という変遷が同一線上にありえないと考えられることから、ここに大きな質的変化が要求される。日秀西遺跡でも整備された正倉に先行する建物が存在するが、この場合建物の規格にも大きな相違が認められ、単なる量的拡大によって正倉として機能するようになったものではないことが明確である。また、宮尾遺跡でも先行する小規模な建物が存在するが、郡衙造営に際して大規模な整地地盤を施しておらず、明らかに前者と隔絶されるものである。

本遺跡では郡庁・正倉など郡衙として特徴的な官舎群が検出できていない。近隣の地にこれらが存在する可能性は高いと思えるが、炭化米が散布している遺

* * * 竹内理三
「郡衙の構造」
1951

* * * 吉田晶
「日本古代国家
成立史論」1973

* * * 千葉県
文化財センター
1980

* * * * * 岡山
県教委「岡山県
埋蔵文化財調査
報告書」1973

*伊藤義一氏の
ご教示による。
跡はないという。敢て都庁と接する位置に館を想定する必要もないが、分置された館
でないかぎりあまり距離を置くこともないだろう。本来郡衙として備えていた機能を
具体的に満たすことが今後の課題として残されよう。なお、想像をたくましくすれば、
谷に廃棄されていた土器は向台遺跡から主体的に行われており、郡課丁のうち郡衙で
働く徭丁の居住域として向台遺跡を捉えることができよう。

引用文献

- 足利健亮 「古代都市としての郡衙」『歴史公論』10 1976
安藤鴻基 「房總七世紀史の一姿相」『古代探叢』1980
小笠原好彦 「古代豪族の居宅の類型」『帝塚山考古学4』1984
尾崎喜左雄 「館林市誌—歴史編」1969
黒崎 直 「平城京における居宅の構造」『日本古代の都城と国家』1984
後藤守一 「上野国佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳」1933
沢田吾一 「奈良朝時代民政経済の数的研究」1927
多字邦雄 「下総龍角寺文字瓦考」『古代探叢II』1985
竹内理三 「郡衙の構造—上野国交替実録帳について—」『史源50』1951
坪井清足 「地方官衙と城櫓」『古代史発掘9』1974
戸田有二 「地方官衙考」『國士館大学人文学会紀要』10 1978
福山敏男 「地方の官衙」『日本の考古学 VII』1967
前沢和之 「「上野国交替実録帳」についての基礎的研究」『群馬県史研究4』1976
前沢和之 「上野国交替実録帳郡衙項についての覚書」『群馬県史研究7』1978
山中敏史 「古代郡衙遺跡の再検討—郡衙の成立期を中心として—」『日本史研究』161 1976
山中敏史 「評・郡衙の成立とその意義」『文化財論叢』1983
山中敏史 「遺跡からみた郡衙の構造」『日本古代の都城と国家』1984
吉田 晶 「日本古代国家成立史論—国造制を中心として—」1973

写 真 図 版

写真中央をほぼ東西に走るのが県道成田安食線である。印旛沼の干拓により広大な水田が展開するが、北側から利根川水系の支谷が迫ってきている。中央よりやや右に位置に南北に走るのが白鳳道で、北端に龍角寺が位置する。



航空写真

上方に印旛沼を望む。写真中央にまばらにハウスが建つ広大な畠が大畠Ⅰ遺跡である。手前の集落は現竜角寺の集落で、道が僅かに曲がる右側に龍角寺が位置している。



遺跡遠景

7 地点を県道側から望む。写真左側には龍角寺8号墳の墳丘が見える。現状では径18mの円墳で、112号墳と接する位置にある。

龍角寺112号墳の周溝である。写真からも周溝覆土にロームブロックの混入が多いことが窺える。SX-1のほか数基の土壙が覆土中に構築されている。



1. 7 地点全景



2. 龍角寺112号墳周溝

8地点を西側から望んだもので、右側は県道成田安食線である。この付近がIII期の中心部分として捉えられ以下に建物を紹介する。

グリッド1内のSB-3・6の状況である。トレンチャーの擾乱が著しく、その他にも多くの柱穴を検出しているが、建物を想定することはできなかった。出土している遺物はSI-1に廻棄された古墳時代の土器である。



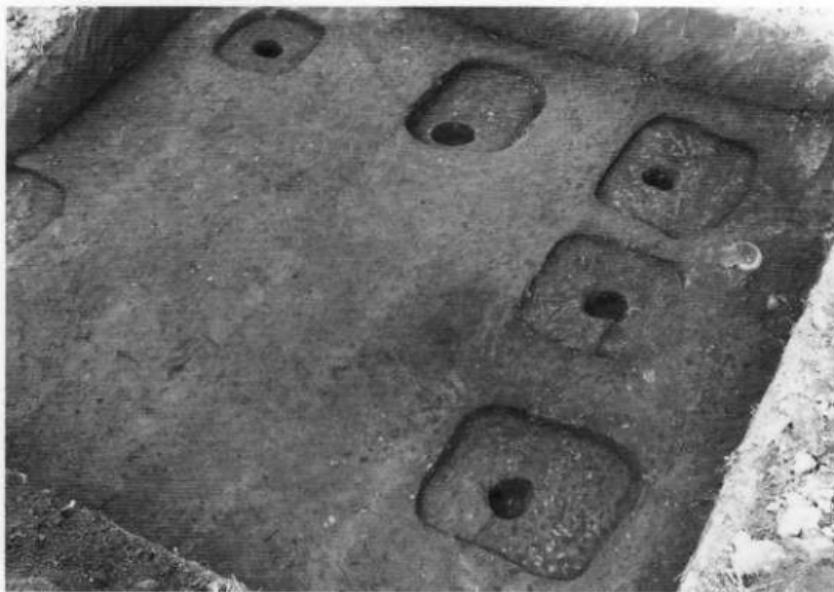
1. 8 地点全景



2. 8 地点グリッド 1

グリッド 2 の SB-1・2 の状況である。写真から分かる
ように埋土にロームブロックを多く使用している。な
お SI-2 と重複しており、甃が見える部分にカマドが設
置されている。

中央に位置するのは土壤で、掘立柱建物跡より新しい
構築である。建物の関係は PL-1 を見ていただきたいが
5 棟が重複している。



1. 8地点グリッド2



2. 8地点グリッド4

県道側から見たもので、SB-2・4・11の状況である。SB-11の掘方は明らかに小規模である。

やはり県道側から見たもので、SB-7～10の状況である。SI-5と重複し、グリッド右側でも掘方どうしの重複があり、復原した以上の建物が存在する可能性がある。



1. 8地点グリッド 7



2. 8地点グリッド 8

10地点から望んでいる。写真ではあまり傾斜が分から
ないが、発掘区内で2mのレベル差がある。右端の家
屋から西側にIV・V期の中心的建物が位置する。

斜面上位から望んでいる。写真で白く写っている部分
は既に粘土層に達している部分であり、その中にも掘
方が構築される。



1. 9 地点全景



2. SB-12



1. 10地点全景



2. 10地点グリッド 2



1. 10地点グリッド 4



2. 10地点グリッド 6



1. 11地点全景



2. 12地点全景

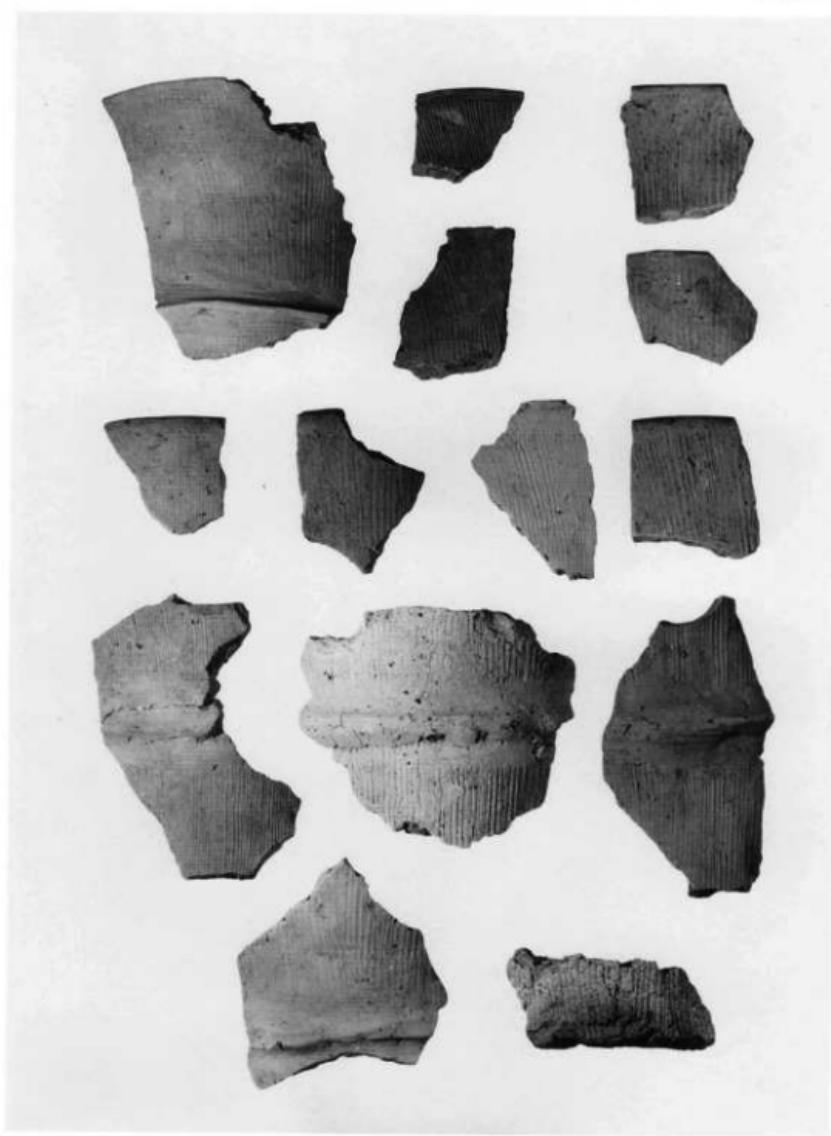


出土遺物

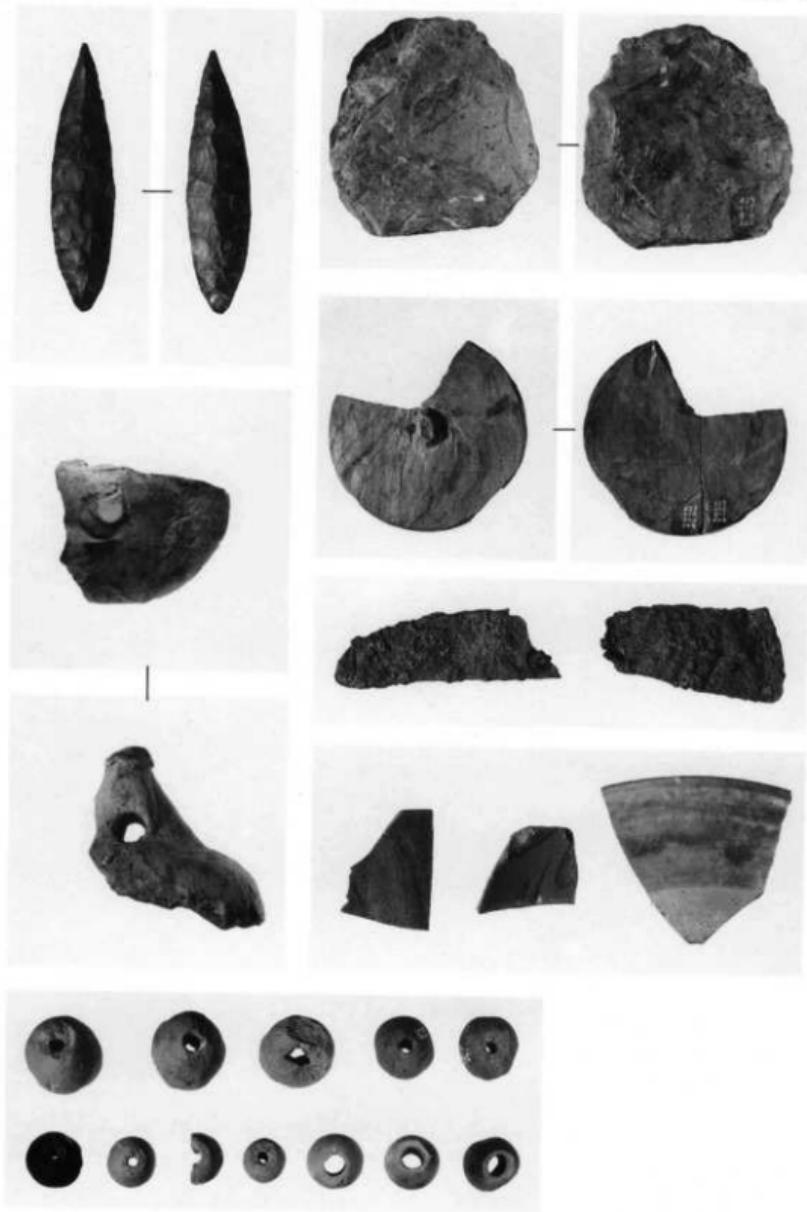
(11は赤外線フィルム使用)



出土遺物（瓦）



出土遺物（埴輪）



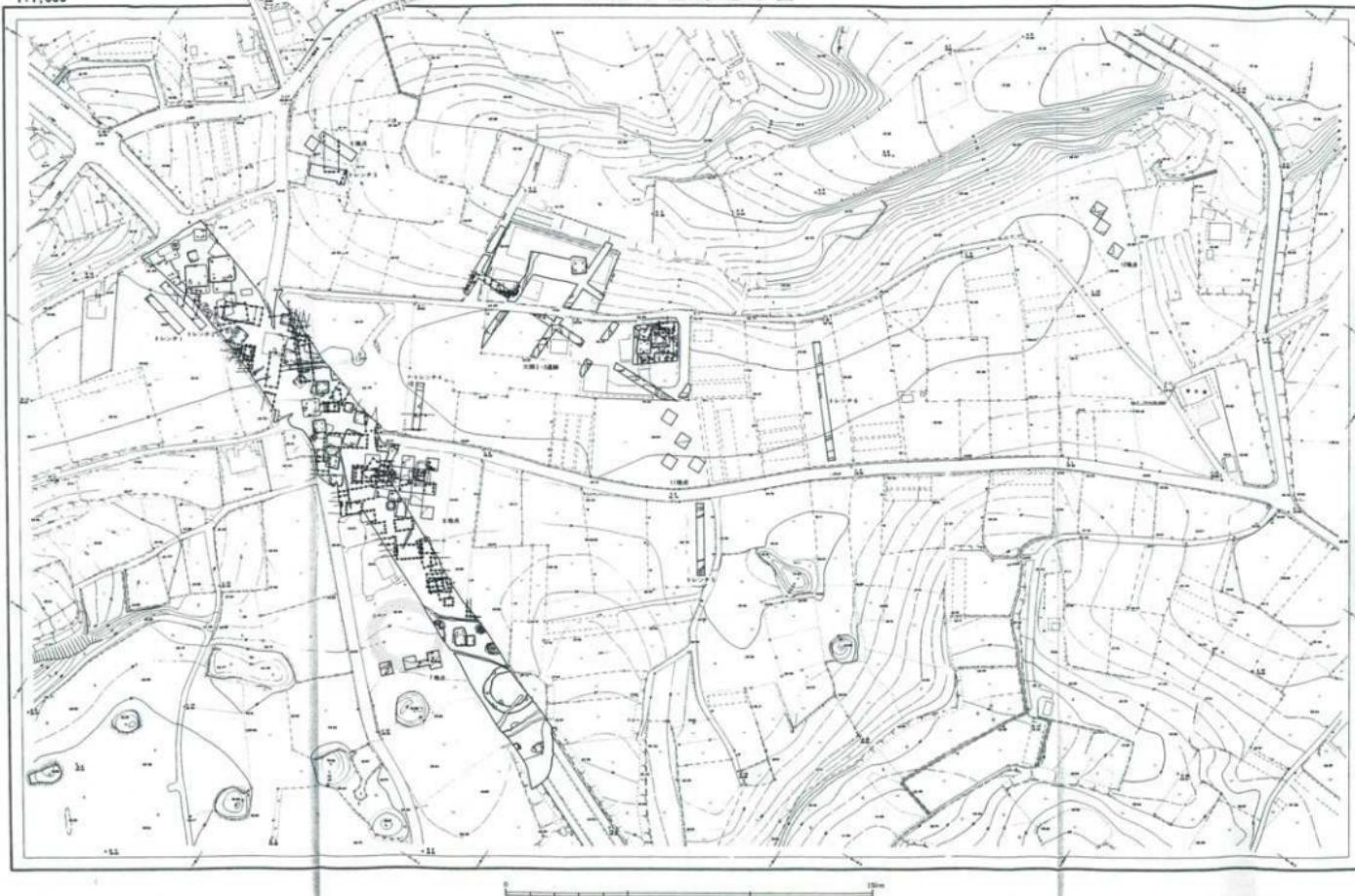
出土遺物

PLAN 1



大畠 I 遺跡地形図

1:1,000



栄町埴生郡衙跡確認調査報告書II

昭和62年3月31日発行

発行 財団法人 千葉県文化財センター
編集 千葉市葛城2丁目10番1号

印刷 有限会社 正文社
千葉市都町2丁目5番5号